

須賀川市国民保護計画

平成19年3月

目 次

第1編 総論	1
第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針等	4
1 国民保護措置に関する基本方針	4
2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項	5
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	6
1 市及び関係機関の役割の概要	6
2 市の事務又は業務の大綱	7
3 消防本部の事務又は業務の大綱	7
4 関係機関の連絡先	8
第4章 市の地理的、社会的特徴	9
1 地理的条件	9
2 社会的条件	10
3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項	12
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	14
1 武力攻撃事態等の類型	14
2 緊急処理事態の分類	17
第2編 平素からの備えや予防	19
第1章 組織・体制の整備等	19
第1 市における組織・体制の整備	19
1 市の各部課室における平素の業務	19
2 市職員の参集基準等	20
3 消防団の体制	22
4 消防本部等に対する体制整備等の求め	23
5 市対策本部等の設置場所	23
6 国民の権利利益の救済に係る手続等	24

第2	関係機関との連携体制の整備	2 5
1	基本的考え方	2 5
2	国機関との連携	2 5
3	県との連携	2 5
4	近接市町村等との連携	2 6
5	指定地方公共機関等との連携	2 7
6	ボランティア団体等に対する支援	2 7
第3	通信の確保	2 9
第4	情報収集・提供等の体制整備	3 1
1	基本的考え方	3 1
2	警報等の伝達等に必要な準備	3 1
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 3
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	3 5
第5	研修及び訓練	3 7
1	研修	3 7
2	訓練	3 7
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	3 9
1	避難に関する基本的事項	3 9
2	避難実施要領のパターンの作成	4 5
3	救援に関する基本的事項	4 5
4	運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等	4 7
5	避難施設の指定等への協力	4 7
6	市長による現地調整所の設置の準備	4 8
7	生活関連等施設の把握等	5 1
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	5 3
1	市における備蓄	5 3
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	5 3
第4章	国民保護に関する啓発	5 5
1	国民保護措置に関する啓発	5 5
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	5 5

第3編 武力攻撃事態等への対処	57
------------------------	-----------

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	57
1	事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置	57
2	武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応	61
第2章	市対策本部の設置等	64
1	市対策本部の設置	64
2	市対策本部長の権限	75
3	市対策本部の廃止	75
4	通信の確保	76
第3章	関係機関相互の連携	77
1	国対策本部及び県対策本部等との連携	77
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	77
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	78
4	県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	78
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	78
6	市の行う応援等	79
7	ボランティア団体等に対する支援等	79
8	民間からの救援物資の受入れ	80
9	住民への協力要請	80
第4章	警報及び避難の指示等	81
第1	警報の伝達等	82
1	警報の伝達等	82
2	警報の内容の伝達の方法	82
3	警報の解除の伝達等	83
4	武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知	83
第2	避難住民の誘導等	85
1	避難措置の指示の伝達等	85
2	知事の避難の指示に当たっての協力等	86
3	避難の指示の通知・伝達	87
4	避難実施要領の策定等	88
5	避難住民の誘導	93
6	避難住民の復帰のための措置	95

第5章	救 援	9 7
1	救援の実施	9 9
2	関係機関との連携	9 9
3	救援の内容	1 0 0
第6章	安否情報の収集・提供	1 0 1
1	安否情報の収集	1 0 1
2	県に対する報告	1 0 1
3	安否情報の照会に対する回答	1 0 2
4	日本赤十字社に対する協力等	1 0 3
第7章	武力攻撃災害への対処	1 0 4
第1	武力攻撃災害への対処	1 0 5
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1 0 5
2	武力攻撃災害の兆候の通報	1 0 5
第2	応急措置等	1 0 6
1	退避の指示	1 0 6
2	警戒区域の設定	1 0 7
3	応急公用負担等	1 0 8
4	消防に関する措置等	1 0 9
第3	生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等	1 1 1
1	生活関連等施設の安全確保	1 1 1
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除	1 1 1
第4	N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処	1 1 3
1	N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処	1 1 3
第8章	被災情報の収集及び報告	1 1 7
1	市等による被災情報の収集及び報告	1 1 7
第9章	保健衛生の確保その他の措置	1 1 8
1	保健衛生の確保	1 1 8
2	廃棄物の処理	1 1 8
第10章	国民生活の安定に関する措置	1 2 0
1	生活関連物資等の価格安定	1 2 0
2	避難住民等の生活安定等	1 2 0
3	生活基盤等の確保	1 2 0

第 11 章	特殊標章等の交付及び管理	1 2 1
1	特殊標章等	1 2 1
2	特殊標章等の交付及び管理	1 2 1
3	特殊標章等に係る普及啓発	1 2 2

第 4 編	復 旧 等	1 2 3
--------------	--------------	--------------

第 1 章	応急の復旧	1 2 3
1	基本的考え方	1 2 3
2	公共的施設の応急の復旧	1 2 3
第 2 章	武力攻撃災害の復旧	1 2 4
第 3 章	国民保護措置に要した費用の支弁等	1 2 5
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求	1 2 5
2	損失補償及び損害補償	1 2 5
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	1 2 5

第 5 編	緊急対処事態への対処	1 2 7
--------------	-------------------	--------------

1	緊急対処事態	1 2 7
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	1 2 7
参考 1	火災・災害等即報要領に基づく武力攻撃災害の報告（第 2 編）	3 5
参考 2	災害時要援護者の避難支援プランについて（第 2 編）	4 2
参考 3	現地調整所の性格について（第 2 編）	4 9
参考 4	退避の指示等について（第 3 編）	1 0 7

参考	関係法令等、用語等の解説	巻末
-----------	---------------------	-----------

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

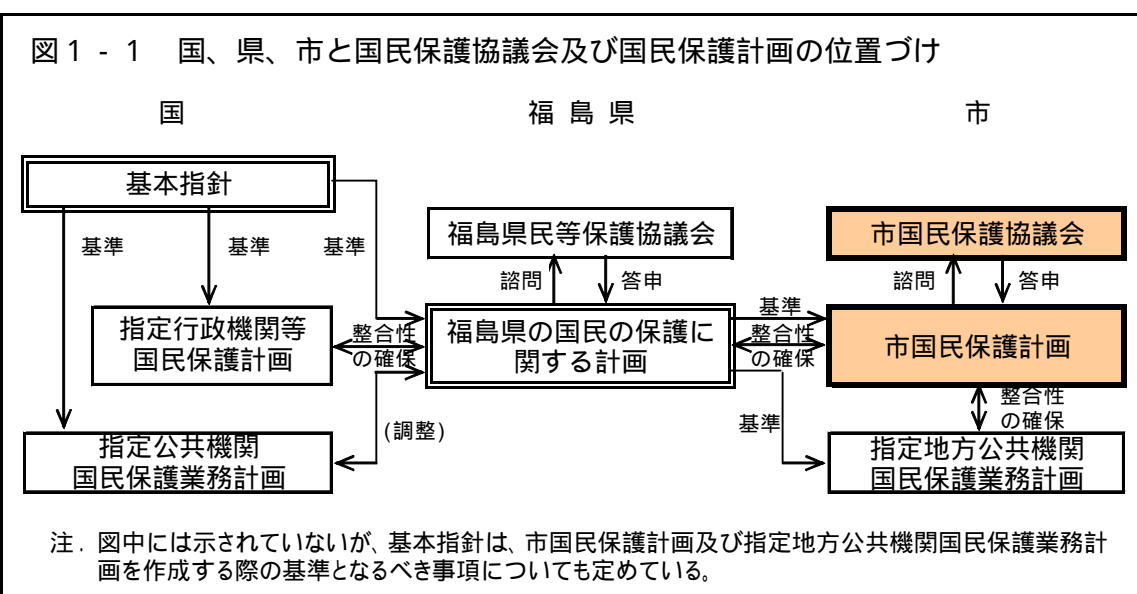
(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。（図 1 - 1）

図 1 - 1 国、県、市と国民保護協議会及び国民保護計画の位置づけ



注．図中には示されていないが、基本指針は、市国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画を作成する際の基準となるべき事項についても定めている。

第1編 総論

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、国民保護法第35条第2項各号に掲げる次の事項について定める。

- ア 市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ウ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- エ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- オ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- カ アからオのほか、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本編》

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

《資料編》

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

- ア 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ見直しを行う。
- イ 市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以

第1編 総論

下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

なお、市は、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報伝達に援護を要する者に対しても情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村、市の区域を管轄する須賀川地方広域消防本部（以下「消防本部」という。）並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等により行われる国民保護措置に資するための自発的な活動に対し、必要な支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断す

るものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、自らが実施する国民保護措置のほか、消防本部及び指定地方公共機関等が実施する市の区域に係る国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 国民保護措置の実施に伴うその他の留意事項

(1) 外国人に対する国民保護措置の適用等

外国人に対しては、憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、市は、市の区域内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(2) 市地域防災計画に基づく対応

武力攻撃事態等への対処については、自然災害及び大規模事故への対応と共通する部分が多いこと、また、武力攻撃事態等の確認に時間を要する場合、初動対処等に関しては、防災体制に基づき実施することも想定されることから、須賀川市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）その他既存のマニュアル等に基づく組織及び体制等を活用する。

(3) 消防本部との連携等の確保

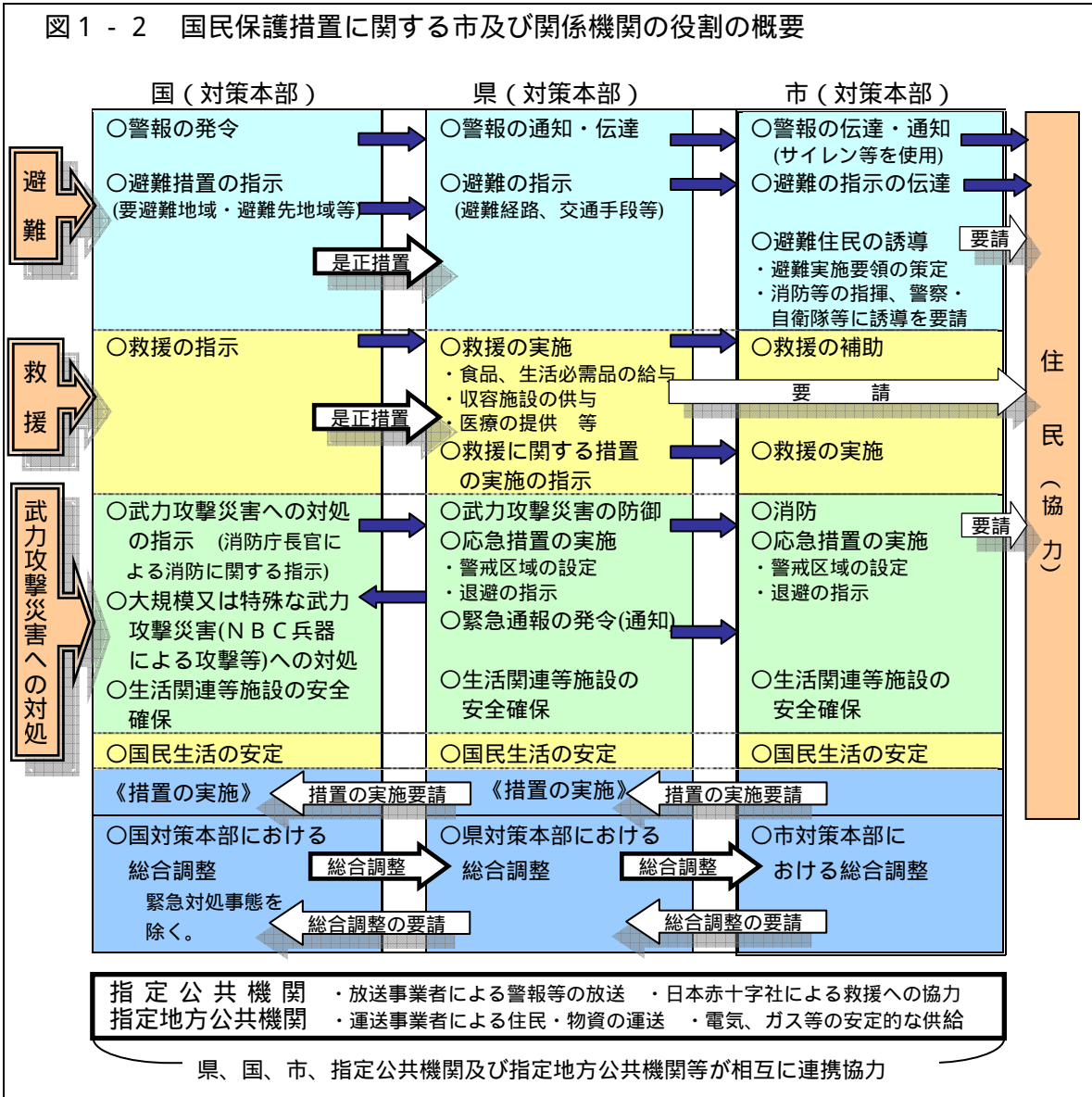
市は、市の区域の消防を管轄する消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、この計画に定めることなどにより消防本部との連携の確保に努める。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市、国（指定地方行政機関含む。） 県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「関係機関」という。）が行う国民保護措置に関する役割の概要は図1 - 2のとおりである。



2 市の事務又は業務の大綱

- (1) 市国民保護計画の作成
- (2) 市国民保護協議会の設置、運営
- (3) 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 消防本部の事務又は業務の大綱

- (1) 市国民保護計画の作成への協力
- (2) 市国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加
- (3) 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加
- (4) 須賀川地方広域消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、市等の実施する訓練への協力及び参加
- (5) 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 被災者、行方不明者の搜索及び救出、死体の搜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- (7) 消防、退避の指示の伝達、市長の行う警戒区域の設定への協力、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

4 関係機関の連絡先

- (1) 関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等（自衛隊含む）
市国民保護計画 資料編（以下「資料編」という。）のとおり
- (2) 県関係機関（県警察含む）
資料編のとおり
- (3) 関係市町村機関（消防機関含む）
資料編のとおり

第1編 総論

- (4) 関係指定公共機関及び指定地方公共機関
資料編のとおり
- (5) その他関係機関
資料編のとおり

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために必要となる市域の地理的、社会的特徴等について、以下のとおり記載する。

1 地理的条件

(1) 位置及び面積

本市は、福島県のほぼ中央、東経140度22分、北緯37度17分、海拔262mに位置（市役所）し、北側は郡山市、東側は石川郡平田村、南側は石川郡玉川村、岩瀬郡鏡石町及び天栄村、西側は郡山市及び岩瀬郡天栄村と市の区域を接している。市域は、東西に約37.9km、南北が16.5kmと扁平な形状をなしており、総面積279.55km²である。

(2) 地 勢

本市は、国道4号を挟んで東西に伸び、市街地は南北に馬の背のように伸びた丘陵地が広がっている。西に奥羽山脈、東に阿武隈山地が連なり、その中央部に平坦地が広がっている。本市を流れる主な河川は、中央部を南から北に向かって貫流する阿武隈川と、西部の山岳地帯を源に中央部の平坦地に向かって合流しながら阿武隈川に注ぎ込む江花川や釈迦堂川、滑川などがあり、その流れに沿って肥沃な農耕地帯が広がっている。

(3) 気 象

市の気候は、総体的には一年を通じて比較的温暖で関東地方に近いものの、奥羽山脈の影響を受ける西部地区は、日本内陸型の気候に属し、気温の日較差が大きく、1月から3月にかけては北西の季節風が吹く。

ア 気象概況（過去5年）

年次	気温 ()			降雨量 (mm)		平均 風速 (m/s)	平均 湿度 (%)	天気日数 (日)			
	平均	最高 極	最低 極	総量	最大 日量			晴	曇	雨	雪
13	12.3	35.7	-10.5	304.5	20.5	2.9	78.4	190	148	16	11
14	12.7	36.6	-7.9	1,231.5	120.0	2.2	72.0	174	159	26	6
15	11.8	34.6	-8.9	1,134.0	64.0	2.3	77.2	170	150	36	9
16	12.9	35.6	-8.3	1,495.0	131.5	2.3	75.5	180	148	33	5
17	12.0	36.8	-8.9	905.0	16.0	2.3	73.3	173	172	8	12

資料：須賀川市統計書

第1編 総論

イ 月別平均気温（過去5年、単位：℃）

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
13	-0.6	0.7	4.5	11.7	16.8	20.2	25.7	23.2	20.1	14.2	8.0	2.6
14	2.5	2.8	6.8	12.6	15.5	18.9	25.1	25.2	19.9	14.7	6.1	2.5
15	0.1	1.4	3.5	11.0	16.0	20.2	19.3	23.2	20.1	13.0	9.4	4.4
16	0.4	2.4	4.4	11.7	16.5	21.1	25.0	23.6	21.2	13.5	10.7	4.5
17	0.6	0.5	3.4	10.9	14.4	21.4	22.8	25.2	21.2	15.4	8.0	0.4

資料：須賀川市統計書

ウ 月別降雨総量（過去5年、単位：mm）

年次	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
13	14.0	7.5	9.0	4.0	12.0	39.0	40.0	57.5	51.0	45.0	11.5	14.0
14	102.5	8.0	66.0	15.5	81.0	87.0	322.5	96.5	214.0	149.0	57.0	32.5
15	66.0	4.5	99.5	73.0	29.5	101.5	157.5	249.5	110.5	88.0	140.5	14.0
16	19.0	35.5	46.0	90.5	193.0	108.5	198.0	71.5	160.0	453.5	85.5	34.0
17	54.5	47.5	64.0	34.5	70.5	55.5	161.0	159.5	127.0	48.5	53.0	29.5

資料：須賀川市統計書

2 社会的条件

(1) 人口

ア 人口分布

本市の人口は、81,162人であり、その約28%が須賀川地区、約22%が西袋地区に集中し市街地を形成している。

	区分	人口	比率
1	須賀川	22,738人	28.0%
2	浜田	5,513人	6.8%
3	西袋	17,818人	22.0%
4	稲田	4,442人	5.5%
5	小塩江	4,372人	5.4%
6	仁井田	7,704人	9.5%
7	大東	6,027人	7.4%
8	長沼	6,541人	8.0%
9	岩瀬	6,007人	7.4%
	計	81,162人	

資料：住民基本台帳 平成18年12月1日現在

イ 高齢者等特に配慮を要する者の人口

本市における平成17年10月の高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は19.6%であり、県平均の22.7%より3.1ポイント、全国平均の20.1%より0.5ポイント下回っている。

また、本市における、平成18年11月末の外国人登録者数は366人である。

(2) 交通

ア 道路

- 本市の主要幹線道路として、南北に縦断する東北自動車道及び国道4号と、東西に横断し、細長い市域の連絡を円滑にする国道118号を主軸として基本的な道路網を形成している。
- 福島県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）では、本市と隣接市町村を結ぶ国道4号、国道118号、主要地方道長沼喜久田線、主要地方道古殿須賀川線、一般県道玉川田村線、一般県道下松本鏡石停車場線を緊急輸送路に指定している。

イ 鉄道

本市にある鉄道として東日本旅客鉄道(株)（以下「JR東日本」という。）の東北本線が本市と鏡石町及び郡山市、また、水郡線が本市と玉川村及び郡山市を結んでいる。

表1-1 本市と隣接市町村を結ぶ緊急輸送路及び鉄道路線

隣接市町村名	路線等名	出発地域	備考
郡山市	東北自動車道 郡山南IC	西袋地区（牛袋町） 須賀川IC	東日本高速道路株式会社 第1次確保路線
	国道4号	仁井田地区（滑川）	第1次確保路線
	一般県道玉川田村線	小塩江地区（塩田）	第1次確保路線
	主要地方道長沼喜久田線	岩瀬地域（守屋）	第2次確保路線
	東北本線 安積永盛駅	須賀川地区（中山） 須賀川駅	東日本旅客鉄道株式会社
	水郡線 谷田川駅	小塩江地区（塩田） 小塩江駅	東日本旅客鉄道株式会社
鏡石町	国道4号	須賀川地区（一里坦）	第1次確保路線
	一般県道下松本鏡石停車場線	稲田地区（岩淵）	第2次確保路線
	東北本線 鏡石駅	須賀川地区（中山） 須賀川駅	東日本旅客鉄道株式会社
天栄村	国道118号	長沼地域（江花）	第2次確保路線
	一般県道下松本鏡石停車場線	稲田地区（保土原）	第2次確保路線
玉川村	国道118号	浜田地区（前田川）	第1次確保路線
	主要地方道古殿須賀川線	浜田地区（和田）	第1次確保路線
	水郡線 泉郷駅	大東地区（小作田） 川東駅	東日本旅客鉄道株式会社
平田村			

注1. 「福島県地域防災計画」（福島県生活環境部）等による。

注2. 備考欄に記載のある「確保路線」とは、災害発生時に確保される緊急輸送路の指定区分である。

ウ 空 港

- ・ 本市には、平成5年3月に開港した第3種空港の福島空港がある。
当初滑走路延長2,000mだったが、平成12年に、2,500mに滑走路を延長し供用開始した。現在、高速交通の拠点として重要な役割を果たしている。
- ・ 現在、国内定期路線としては、札幌、大阪、那覇便の3路線に加え、中部国際空港の開港にあわせて、名古屋（中部国際）線が平成17年2月から運行されている。また、国際定期路線については、中国上海、韓国ソウルとの間の路線を運航している。
- ・ 県地域防災計画では、空路からの物資受入れ拠点である物資受入れ空港として、福島空港を指定している。

(3) 自衛隊施設等

本市は、陸上自衛隊は東北方面隊、海上自衛隊は横須賀地方隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

表1-2 県内の自衛隊施設

区 分	駐屯地・分屯基地名	部 隊 名	所在市町村名
陸上自衛隊	福島駐屯地	・東北方面隊第6師団 第44普通科連隊 ・東北方面隊第2施設団 第11施設群	福島市
	郡山駐屯地	・東北方面隊第6師団 第6特科連隊 ・東北方面隊第6師団 第6高射特科大隊	郡山市
航空自衛隊	大滝根山分屯基地	・中部航空方面隊 第27警戒群	田村市 双葉郡川内村

3 地理的・社会的条件からみた国民保護措置の実施に関する留意事項

(1) 地勢、気象条件による避難経路の制限

本市において、市の西方面に住民避難を実施する場合、中山間地域を移動することになるため、避難経路が制限されるおそれがある。

特に市の西方にある長沼地域と岩瀬地域は積雪寒冷地域になっており、また、豪雪地帯に指定されている郡山市湖南町と天栄村に隣接しており、積雪時や路面凍結時には、しばしば西に抜ける交通路（国道294号 勢至堂峠、国道118号 鳳坂峠）は利用が制限される可能性があることから、既存道路網を有効に活用するための体制や仕組みの整備等に留意する必要がある。

また、岩瀬地域から郡山市湖南町を結ぶ主要地方道中野須賀川線（諏訪峠）については、冬期間は積雪のため通行止めとなる。

(2) 中山間地域における高齢者等の住民避難

ア 本市は、高齢化率がほぼ全国平均であるが、中山間地域に位置する地区においては、高齢者や1人暮らしの高齢者世帯が多いことから、高齢者など特に配慮を要す

る者に対する避難誘導のあり方や避難手段の確保方法に留意する必要がある。

イ 中山間地域においては、公共交通機関が限られている地域が多いことから、当該地域における住民の避難については、避難手段の確保方法に留意する必要がある。

ウ 中山間地域における積雪時の住民避難については、避難の経路や交通手段が限定されるとともに、移動に長い時間を要する可能性があるため、中山間地域における高齢者等の避難住民の健康管理を適切に行う必要性が高いことに留意する必要がある。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画には、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、市国民保護計画においても基本指針等と同様の事態を想定する。

なお、各類型の詳細については表1-3のとおりである。

表1-3 基本指針における武力攻撃事態等の類型

類 型	武 力 攻 撃 等 の 特 徴 及 び 対 応 等 の 留 意 点
着上陸侵攻	<p>《特 徴》</p> <p>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、国内へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。</p> <p>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終了した後の復旧が重要な課題となる。</p>
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p>

類 型	武力攻撃等の特徴及び対応等の留意点
ゲリラや特殊部隊による攻撃	<p>少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、県及び県警察は、市、消防本部及び自衛隊等と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。</p>
弾道ミサイル攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で国内に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。</p> <p>通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。</p>
航空攻撃	<p>《特 徴》</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。</p> <p>なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p> <p>《対応の留意点》</p> <p>攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) 武力攻撃事態等においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-4のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

表1-4 基本指針におけるNBC兵器が使用された場合の対応等

区分	NBC兵器が使用された場合の対応等
核兵器等	<p>核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区別される。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にし、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対応が必要となる。</p>
生物兵器	<p>生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤が否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p>

区分	N B C 兵器が使用された場合の対応等
化学兵器	<p>一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、県及び市、消防本部等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p>

2 緊急処理事態の分類

(1) 緊急処理事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急処理事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、表1-5のとおりそれぞれ2つのパターンが示されており、市国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

表1-5 基本指針における緊急処理事態の類型

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害 ・大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害 ・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
		危険物積載船への攻撃	危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害 ・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
		ダムの破壊	ダムが破壊された場合の主な被害 ・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

分類	区分	事態例	被害の概要
攻撃対象施設等による分類	多数の人が集合する施設、大量運送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	○大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
攻撃手段による分類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダークティボム等の爆発による放射能の拡散 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 水源地に対する毒素等の混入 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	放射性物質等 ・ダークティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。 ・ダークティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。 生物剤（毒素を含む。）による攻撃 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。 ・毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。 化学剤による攻撃 ・化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態	航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ 弾道ミサイル等の飛来	主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

(2) 緊急処理事態においてNBC兵器が使用された場合の対応等

基本指針及び県計画における、NBC兵器が使用された場合の対応等については、表1-4のとおりであり、市国民保護計画においても基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

(1) 市（部局及びその他の執行機関等をいう。以下同じ。）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、表2-1のとおり平素から武力攻撃事態等に備えた業務を行う。

なお、出先機関の平素の業務については、資料編に定める。

(2) 市における国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整及び企画立案等については、生活課が行うものとする。

表2-1 各所属における平素の業務（本庁機関）

所 属	平 素 の 業 務
市長公室	<ul style="list-style-type: none"> ・市民への広報活動に関すること ・職員の動員体制の確立に関すること
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護措置に係る予算措置に関すること ・市庁舎の電源及び電話回線の整備に関すること
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護に関する業務の総括に関すること ・国民保護協議会の運営に関すること ・市国民保護対策本部に関すること ・避難実施要領の策定に関すること ・物資及び資材の備蓄等に関すること ・消防団及び自主防災組織等に関すること ・近隣市町村との連携に関すること ・国民保護措置についての訓練に関すること ・安否情報の収集体制の整備に関すること ・住民等に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること ・避難施設の運営体制の整備に関すること ・廃棄物処理に関すること ・復旧に関すること ・特殊標章等の交付等に関すること
保健福祉部 (福祉事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者、高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること

	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設・介護施設に関すること ・被災者のメンタルヘルスケアに関すること ・医療、医薬品等の提供体制の整備に関すること
産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活物資の調達体制の整備に関すること
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・都市基盤の整備促進に関すること
水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の安定供給体制の整備に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等への警報等の伝達体制の整備に関すること ・児童生徒等の避難及び救護対策に関すること ・教育関係施設の保全に関すること
武力攻撃災害時 要援護者支援班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援プランに関すること ・武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること ・武力攻撃災害時要援護者の避難支援業務に関すること ・福祉避難所及び避難所における武力攻撃災害時要援護者窓口等に関すること

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、初動対応に万全を期するため、「市地域防災計画」で定める体制等を活用し、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制を整備する。この場合、初動時において迅速に連絡が取れる体制を確保する。

また、夜間、休日等における初動連絡体制（警報受領及び現場情報受領、市当直等への連絡）を消防本部に委ね、市においては、初動の連絡を受領次第、速やかに対応体制をとることとし、担当職員が登庁後は消防本部より引き継ぎ、国民保護措置を実施する。

この場合、消防本部は、市への連絡を迅速に行うよう留意するとともに、平素より、市との連携体制を密にし、また、消防本部から住民への初動連絡ができるよう、広報活動やインターネットホームページの活用などに努めるものとする。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、表2-2の体制を整備するとともに、その参集基準を表2-3のとおり定める。

この際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

表2-2 事態の状況に応じた体制の確立

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		担当課体制
	市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		緊急事態連絡室体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	担当課体制
		市の全部課での対応が必要な場合（被災現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	緊急事態連絡室体制
	政府より市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		市国民保護対策本部体制

表2-3 職員参集基準

体制	参集基準
担当課体制	生活課職員が参集
緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

ア 市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、衛星電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

幹部職員及び国民保護担当職員に対しては、「市地域防災計画」で定める情報伝達ルートにより連絡を行う。

イ 職員への伝達手段は、一般加入電話等を利用するものとする。

また、国民保護法第50条に基づき、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が業務計画で定めるところにより行う警報の放送があった場合、速やかに参集するよう、あらかじめ職員に周知を図る。

(5) 配備職員数

ア 表2-2、2-3で定める体制における配備職員数については、あらかじめ定める配備編成計画において、それぞれの職員配備体制ごとに定める。

イ ただし、緊急事態連絡室体制の場合においては、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況や特殊性等を考慮して、緊急事態連絡室長（市長）等の指示により、配備編成計画で定める配備職員数によらない配備ができるものとする。

ウ 配備職員については、勤務時間外に武力攻撃災害が発生した場合の交通の混乱・途絶等の事態を考慮して、集合場所である庁舎等までの距離、担当業務等を勘案して、あらかじめ所属長が指定しておくものとする。

(6) 配備体制における職員の所掌業務

市は、表2-2、2-3で定める体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌業務を定める。

(7) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

ア 市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

イ 「須賀川市国民保護対策本部及び須賀川市緊急処理事態対策本部条例（平成18年須賀川市条例第11号。以下「市国民保護対策本部条例」という。）」で規定する市対策本部長、市対策副本部長の代替職員については、表2-4のとおりとする。

表2-4 市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員

名称	指定職員	代替職員		
		第1順位	第2順位	第3順位
対策本部長	市長	副市長	市民生活部長	生活課長
対策副本部長	副市長	市民生活部長	生活課長	

注：表中の「副市長」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「助役」と読み替えるものとする。

(8) 交代要員等の確保

市は、市地域防災計画で定める防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保

3 消防団の体制

(1) 消防団の充実・活性化の推進等

- ア 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。
- イ 市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。
- ウ 市は、消防本部及び須賀川消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 消防本部等に対する体制整備等の求め

市は、消防本部及び須賀川消防署と連携して初動措置を行えるよう、消防本部等に対し、市における参集基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の参集基準を定めるよう求める。

この際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施できるよう初動措置における業務の分担を定めることなどにより体制を整備する。

5 市対策本部等の設置場所

- ア 表2-2、2-3に定める体制の設置場所は、表2-5のとおりとする。
- イ 設置予定場所には、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。
- ウ 大規模な武力攻撃等が発生したことにより、市役所が被災し、市役所に配備体制を設置することが不可能な場合の代替機能については、同時に被災する可能性の少ない消防本部を候補として検討を行う。

表2-5 各配備体制の設置場所等

配備体制	設置区分	設置場所	代替設置場所
担当課体制	業務実施場所	本庁1階 生活課	消防本部2階 警防課
	プレスルーム	(必要に応じて設置)	(必要に応じて設置)
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
緊急事態連絡室体制	業務実施場所	本庁3階 正庁	消防本部3階 講堂
	プレスルーム	その都度定める	その都度定める
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める
市国民保護対策本部体制	対策本部	本庁3階 正庁	消防本部3階 講堂
	プレスルーム	その都度定める	その都度定める
	自衛隊等連絡班室	その都度定める	その都度定める

6 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

ア 市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

イ 市は、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

表2 - 6 住民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (第82条)
	応急公用負担に関する事。 (第113条第2項)
	車両等の破損措置に関する事。 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (第160条)	国民への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (第6、175条)	
訴訟に関する事。 (第6、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

ア 市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、須賀川市文書取扱規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、住民等の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

イ 市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、消防本部、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要となるため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備のあり方等について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、市地域防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、必要に応じて、関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。

この場合、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 国機関との連携

(1) 自衛隊との連携

市は、武力攻撃事態等において、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣要請）等が円滑に行えるよう、自衛隊福島地方協力本部及び第6師団司令部との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

(2) 関係指定地方行政機関等との連携

市は、武力攻撃事態等において、市の区域に係る国民保護措置が円滑に行えるよう、関係指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

市は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たっては、表2-7の事項の調整に留意する。

表2-7 県との連携確保のための調整における主な留意事項

措置の内容	留意事項
住民の避難	知事の避難の指示実施時における提示事項 避難実施要領の記述内容 避難誘導時における関係機関等の役割分担 市長が警報等の内容を伝達する対象 避難及び運送手段の確保方法 中継施設の指定・調整等
避難住民の救援	救援に関する関係機関の役割分担 避難住民の受入可能人数 安否情報の収集及び提供の方法
武力攻撃災害への対処	生活関連等施設の状況 放射性物質等による汚染の拡大防止のための措置の役割分担 応急措置等の内容の役割分担 被災情報の収集及び提供の方法
共通事項	自衛隊の国民保護等派遣の手続き等 国民保護措置等に対する安全確保の配慮

(2) 県との情報共有

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3) 県による市町村の行うべき事務の代行

市は、県が、市長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を市長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議

市は、県に対する国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民等に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 近接市町村等との連携

(1) 近接市町村との連携

ア 市は、近接する市町村の国民保護法制担当部署等の連絡先を把握するとともに国民保護措置の実施に当たって必要となる情報の共有を図る。

イ 市は、近接する市町村の国民保護計画の内容について協議し、調整を図るとともに、市の区域を越える避難、NBC兵器を用いた攻撃による特殊な武力攻撃災害へ

の対処などの国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給等における近接市町村との連携体制の整備を図る。

(2) 消防機関との連携

ア 市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部及び近接する市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防相互応援協定等の見直し、又は、当該協定等に基づく応援要請が可能な範囲を明確にすること等により、消防機関相互の連携及び相互応援体制の整備を図る。

イ 市は、県から提供された情報等により、消防本部におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

5 指定地方公共機関等との連携

(1) 指定地方公共機関等の連絡先の把握

市は、県から提供された情報等により、関係指定公共機関及び指定地方公共機関の連絡先等を把握するとともに指定地方公共機関等と緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

ア 市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部と調整を図った上で、最寄りの災害医療センター、救命救急センター、須賀川医師会及び県（県中保健福祉事務所）等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の情報伝達・収集方法を把握することなどにより、広域的な連携を図る。

イ NBC災害等の特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

ア 市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

イ 市は、区域内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保に努める。

6 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

ア 市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を図るとともに、自主防災組織等相互間、

消防団及び市等との連携が図られるよう配慮する。

イ 市は、国民保護措置についての訓練への参加について協力を要請するとともに、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部市地区、社会福祉法人須賀川市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）その他のボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために必要な、非常通信体制の整備等通信の確保について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

ア 市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、同報系その他の防災行政無線のデジタル化等による通信体制の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備や情報伝達ルートが多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

イ 非常通信体制の確保に当たって、市は、災害時において確保している通信手段を活用するとともに、表2-8の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

表2-8 非常通信体制の確保における留意事項

施設・設備面	<p>非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。</p> <p>無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。</p> <p>武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</p>
運用面	<p>夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。</p> <p>武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。</p>

運 用 面	<p>通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。</p> <p>無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。</p> <p>電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p> <p>担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。</p> <p>住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者及び外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</p>
-------------	--

ウ 市は、中山間地域など積雪期等において交通が途絶するおそれのある地区に対し、情報の収集及び提供が適切に行えるよう、当該地区における情報通信手段等の確保について努める。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報の提供、警報の通知及び伝達、被災情報の収集及び報告、安否情報の収集及び整理等を行うため、情報収集及び提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報を適時、適切に提供等するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達等に必要な準備

(1) 警報等の伝達体制等の整備

ア 市は、知事から警報の内容の通知があった場合等における住民及び表2-9の関係のある公私の団体への伝達方法（伝達先・伝達手段・伝達順位）について、当面の間は、現在市が保有するサイレン、防災行政無線その他の手段を活用することとし、あらかじめ定めておくとともに、住民等に対し伝達方法等について事前に説明することなどにより周知を図る。

表2-9 警報の内容の通知があった場合等に伝達する関係ある公私の団体

市の区域に所在する消防団、町内会・行政区、民生委員、日本赤十字社福島県支部須賀川市地区、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所等

イ 市は、警報等の内容を伝達するに当たっては、高齢者、障がい者及び外国人その他情報伝達に援護を要する者に対し配慮するため、民生委員や市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部須賀川市地区及び財団法人福島県国際交流協会等とあらか

じめ警報の内容等の伝達に当たっての役割について協議した上で、協力体制を構築する。

ウ 市は、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容等が伝達されるよう特に配慮する。

エ 市が、警報の内容を通知する「その他の関係機関」については、表2-10のとおり県との役割を定める。

表2-10 その他の関係機関への警報の内容の通知に係る県との役割分担

その他関係機関名	市	県
消 防 本 部	須賀川地方広域消防本部	全消防本部
関係指定公共機関 指定地方公共機関	-	○
国 関 係 機 関 (自衛隊含む。)	- 緊急の場合、自衛隊福島地方協力本部 及び第6特科連隊に情報提供	
社会福祉協議会	市社会福祉協議会	県社会福祉協議会
医 師 会 等	須賀川医師会、須賀川薬剤師会 須賀川歯科医師会	県医師会
避 難 施 設	避難施設(市立学校、公民館等市立 の施設等)	避難施設(県立学校等県立の施設、福 祉避難所、民間避難施設)
協定締結先機関	市が締結している機関	県が締結している機関

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

市は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して表2-11のとおり定める。

なお、市が警報の内容を伝達する大規模集客施設及び事業所の基準については、別

に定めることとする。

表2 - 1 1 大規模集客施設等に対する警報の内容の伝達に係る県との役割分担

施設等の名称	市	県
学校（避難施設指定校を除く。）	市立幼稚園・学校、その他学校	県立学校、私立幼稚園・小・中・高校
病 院	市の区域内に所在する病院	災害医療センター、感染症指定病院等 県医療情報システムによる伝達は、登録機関全てに実施。
駅 ・ 空 港	市の区域内にある駅	福島空港 （東日本旅客鉄道株式会社）
大規模集客施設	県営施設を除く	県営施設
大規模集合住宅	市営住宅等	県営住宅
官公庁・事業所		（関係する国の機関には通知）

(5) 民間事業者等の協力の確保

市は、民間事業者等が、警報等の内容の伝達や住民の避難誘導等を市と連携して実施できるよう、県と連携の上、民間事業者等と協力体制の確保に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

ア 安否情報の種類

武力攻撃事態等において、市長が収集する安否情報の対象は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民〔市の住民以外の者（外国籍の者を含む。）が、市に在るときに負傷した場合及び市で死亡した場合を含む。〕である。

安否情報として収集する内容は、表2 - 1 2のとおりである。

表2 - 1 2 収集、報告すべき安否情報の内容

<p>1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）</p> <p>氏名（フリガナ）</p> <p>出生の年月日</p> <p>男女の別</p> <p>住所（郵便番号を含む。）</p> <p>国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>～ のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>避難施設等の居所</p> <p>負傷又は疾病の状況</p> <p>及び のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p>

安否情報の回答等についての希望等
ア 親族・同居者への回答の希望
イ 知人への回答の希望
ウ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意
2 死亡した住民（上記 ~ に加えて）
死亡の日時、場所及び状況
遺体の安置されている場所

市長が、安否情報を収集する場合、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成18年総務省令第50号）」（以下「安否情報省令」という。）第1条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）」により、死亡住民については、「安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）」により行う。

イ 安否情報の報告

市長が、知事に対し安否情報を報告する場合、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」により行う。

収集した安否情報の整理を円滑に行う観点から、安否情報の報告は、できる限り電子データにより行う。

(2) 安否情報収集のための体制整備

ア 市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当部署及び回答責任部署を市民生活部と定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報体制〔担当部署（報告方法・報告先）、県の情報収集先等〕の確認を行う。

イ 市は、消防本部に対し、当該消防本部が収集した安否情報を整理し、市に対し提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当部署を定めるよう要請する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等

ア 安否情報の収集機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内的の医療機関、介護施設、社会福祉施設、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

イ 安否情報の収集先機関への周知

市は、あらかじめ消防本部及び避難施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等にお

いて、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報を含む個人情報情報の取扱いについての整理を要請するとともに、安否情報の報告先等及び安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」及び「安否情報報告書（様式第3号）」の周知を図る。

ウ 日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等への協力

市は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、市が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に伴う被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、被災情報の収集及び報告に当たる部署を定め、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報収集のための準備

市は、被災情報の報告については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）及び火災・災害等即報要領に基づく報告基準に基づき行うことになるため、あらかじめ、市の区域内に所在する生活関連等施設の管理者等に対し、当該要領等に基づく被災情報の提供についての協力を依頼する。

市は、消防本部に対し、火災・災害等即報要領等に基づき国・県に報告した被災情報についての提供を求める。

(3) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡担当部署の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

【参考1：火災・災害等即報要領に基づく武力攻撃災害の報告】

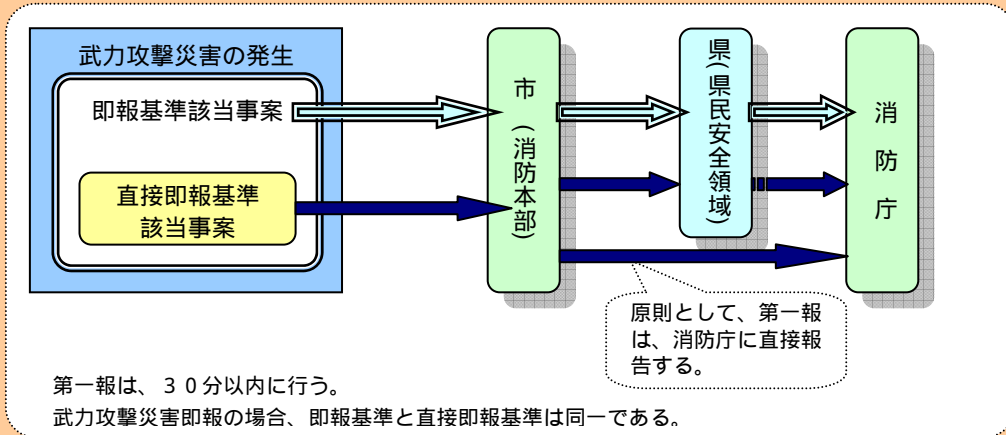
火災・災害等即報要領に基づき、即報基準又は直接即報基準に該当する武力攻撃災害が発生した場合、発生地域を管轄する市（当該市が、消防の事務を処理する一部事務組合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合をいう。以下参考1において同じ。）は、次のとおり、武力攻撃災害に関する即報を県災害対策グループ等に対し報告する。

「即報基準」又は「直接即報基準」に該当する武力攻撃災害が発生した場合

市は、武力攻撃災害に関する即報の第一報を県（県民安全領域）及び消防庁に対し「救急・救助事故等即報（第3号様式）」により報告する〔第二報以降は、県（県民安全領域）に報告。〕。この場合、消防庁長官から要請があった場合には、市は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても

報告する。

○火災・災害等即報要領に基づく武力攻撃災害即報のフロー



○武力攻撃災害即報基準

即 報 基 準	直 接 即 報 基 準
次の災害等（該当するおそれがある場合を含む。） 国民保護法第2条第4項に規定する災害（武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害） 事態対処法（武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	

第5 研修及び訓練

市職員等は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

ア 市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

イ 市は県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e - ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、消防本部の消防吏員、自衛隊、県警察の職員及び学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

ア 市は、消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

イ 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察及び自衛隊等との連携を図る。

(2) 訓練の形態及び項目

ア 訓練を計画するに当たっては、実際に人及び物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

イ 防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
警報及び避難の指示等の内容の伝達訓練並びに被災情報及び安否情報に係る情報収集訓練

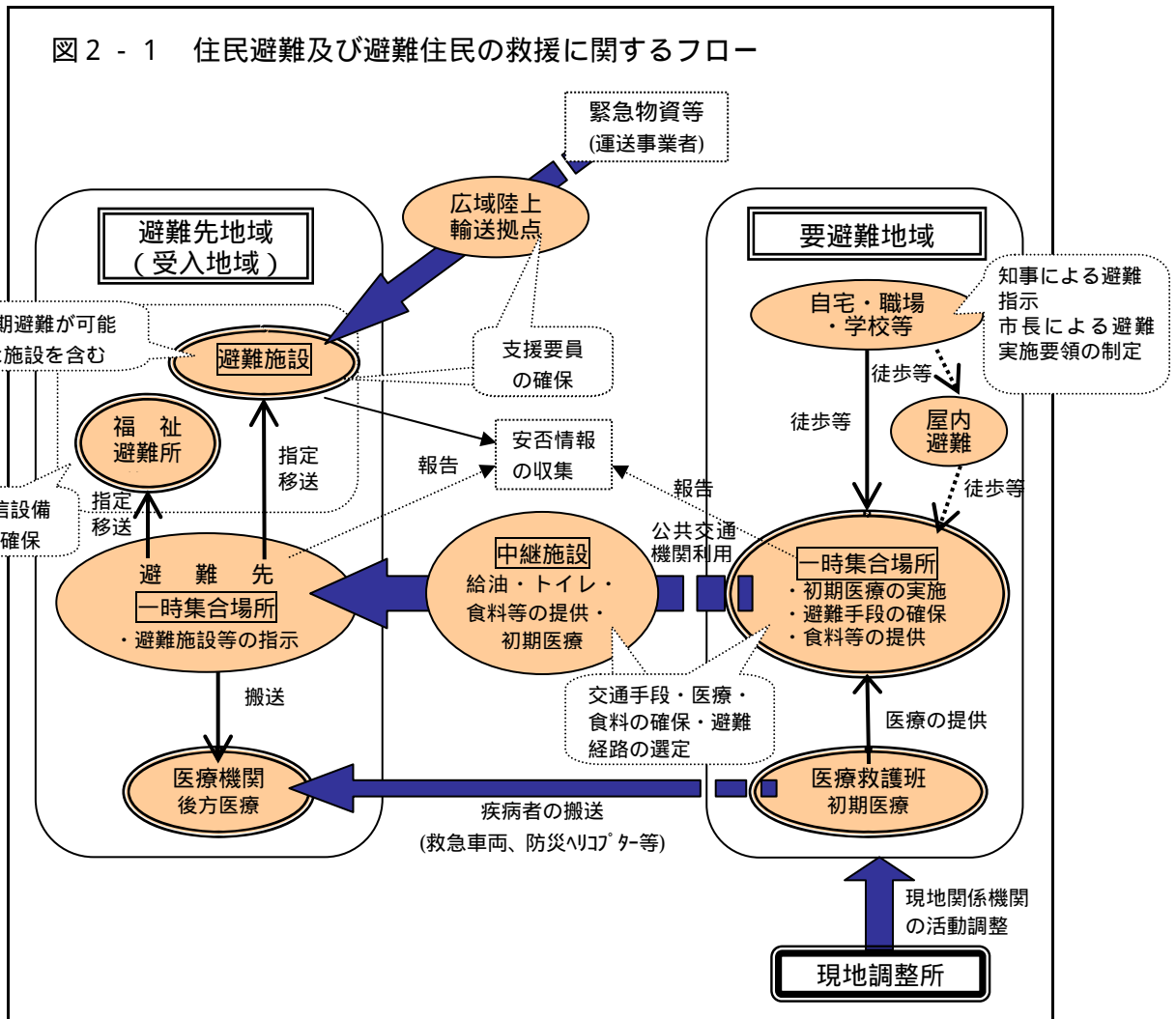
避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会、行政区、民生委員及び民間事業者等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、町内会、行政区、自主防災組織及び民間事業者等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、空港、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。



1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、表2-13の基礎的資料を収集し、資料編に取りまとめる。

表2 - 13 避難実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
地図	市の区域内の住宅地図 地勢及び道路・鉄道網が記されている地図 県内図、隣接市町村及び県内図を含めた広域的地図
人口分布	地区(字)ごとの人口、世帯数 昼夜別人口等
武力攻撃災害時 要援護者等	高齢者等特に配慮を要する者及び当該者の担当者等 避難を行う地域単位に作成したリスト(災害時要援護者の避難支援プラン) 医療機関等自ら避難することが困難な者が入院、滞在している施設
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
避難施設	避難施設、福祉避難所等の所在地(地図情報含む)、収容能力等 避難施設の開設手順及び開設担当者(部署)
備蓄物資・ 調達可能物資	備蓄物資の数量及び備蓄場所 協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等
民間事業者等	避難誘導時に協力が得られる民間事業者等 大規模事業所等の従業員数及び避難方法
生活関連等施設	避難経路の設定等に影響を与えかねない一定規模以上のもの
その他施設	自衛隊施設

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 市の区域を管轄する消防本部との連携の確保

市は、避難誘導を行う場合に備え、平素から、国民保護法第62条に基づき、市の区域を管轄する消防本部と協力して避難誘導を実施するため次のア、イを定め、避難誘導時における連携を図る。

ア 避難誘導を行うに当たっての市及び消防機関の役割

市

避難誘導に関する指揮・全体調整・措置の実施、運送の確保

消防本部

原則として、消火、救助・救急活動を優先し、当該活動に支障のない範囲で、市長と協力し、避難誘導を実施

消防団

市長の指揮により、消防長・署長の所管の下で避難誘導を実施

イ 市長の指示の求め

市長は、アの役割分担に拘らず、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動等より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、須賀川地方広域消防組合（以下「広域消防組合」という。）の管理者に対し、当該広域消防組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

(4) 避難誘導時において給与・提供する食料・医療等の確保

市長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

(5) 高齢者、障がい者等の武力攻撃災害時要援護者への配慮

ア 市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時への対応として作成する避難支援プランと併せて検討する。

イ 市は、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「武力攻撃災害時要援護者支援班（避難所を開設した場合、各避難所には武力攻撃災害時要援護者班）」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

【参考2：災害時要援護者の避難支援プランについて】

1 武力攻撃災害時における要援護者対策の基本的な考え方

避難誘導に当たっては、武力攻撃事態等に認定された場合についても、災害時と同様に高齢者、障がい者等の要援護者への配慮が重要となるため、武力攻撃災害時においても、災害時における要援護者対策を活用することが望ましい。

2 災害時要援護者の避難支援プラン

内閣府は、平成17年度に「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」で災害時要援護者対策を検討し、平成17年3月28日に次の3つの課題について取りまとめた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を公表している。

課題1 情報伝達体制の整備

課題2 災害時要援護者情報の共有

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化

当該ガイドラインに基づき、市町村においては、都道府県の協力を得て、災害時要援護者の避難支援マニュアル等の作成が進められている。

なお、平成17年度に内閣府が主催した「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」において、同検討会の検討報告が公表されるとともに「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の見直しが行われ、市町村の災害対策本部内に部局横断的な組織である「災害時要援護者支援班」を設けるとともに、避難所における要援護者用窓口（要援護者班）を設置など次の課題が示されている（ともに平成18年3月28日公表）。

課題4 避難所における支援

課題5 関係機関等との連携

3 避難支援プランの構成等

避難支援プランは、災害時要援護者の避難を円滑に行えるよう、「要援護者支援に係る全体的な考え方」と「要援護者一人一人に対する個別計画」で構成される。

災害時要援護者一人一人の避難支援プランを実施するためには、災害時要援護者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、同意方式、手上げ方式、関係機関共有方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき災害時要援護者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、災害時要援護者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

【「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」】

第2 災害時要援護者の避難支援

1. 要援護者の避難支援に関する問題点

16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等を踏まえると、要援護者の避難支援については、

防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への情報伝達体制が十分に整備されていないこと

要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、また、プライバシー保護の観点から共有者が限定されており、発災時の活用が困難なこと

要援護者の避難支援者が定められていないなど、避難行動支援計画・体制が具体化していないこと の三つが大きな問題点として挙げられる。

2. 市町村等による避難支援の進め方

要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市町村は要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報の発令が必要である。

また、市町村は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（「避難支援プラン」と称する。）を整備しておくことが重要である。

なお、市町村は、災害時に自助・共助による必要な支援が受けられない要援護者（避難行動要支援者）に対する避難支援の仕組みづくりを、地域の特性も踏まえつつ公助により早急に整備することが必要である。

3. 避難支援に必要な対策

(1) 情報伝達体制の整備

市町村は、福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を的確に実施するとともに、平時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者との連携を深め、発災時はこれらのネットワークを避難勧告等の伝達に活用することが重要である。

(2) 要援護者情報の共有

現在、市町村等では以下の三つのパターンにより要援護者情報の共有に取り組んでいるが、避難行動要支援者の避難支援プランを整備するため、市町村は、本人の同意を得て収集した情報を防災関係部局、福祉関係部局等で共有することを基本としながらも、早急な整備が不可能な場合や、同意が得られない要援護者への対策として、関係機関共有方式と併用することも必要である。

なお、ハザードマップの活用等により、要援護者を更に特定するとともに、特定された要援護者の必要な支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人から確認し、具体的な避難支援対策を整備することが必要である。

国は、防災関係部局が自ら情報収集すること、福祉関係部局から情報提供を受けること等について、制度上担保するよう努める必要がある。

また、避難支援プランについて、要援護者の理解を深め、同プランの策定や避難支援者間での情

報共有についての同意を得るためには、平時から接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者の協力が重要である。さらに、要援護者本人から同意を得た避難支援者間で平時から情報共有しておくことも重要である。

表 災害時要援護者の状況把握方式例

	取 組 例	課 題 等
同 意 方 式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手 出 げ 方 式	自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、避難行動要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
関 係 機 関 共 有 方 式	市町村が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。

(3) 避難支援プランの整備促進

市町村は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に示されている要援護者の避難支援についての取組指針や市町村等の取組状況を参考にしつつ、避難支援プランの作成促進を図ることが重要である。国は、モデル的な取組みを実施しつつ、市町村等の避難支援プランへの取組みを促進する環境づくりに取り組んでいくことが重要である。なお、大規模災害時等に、要援護者をはじめとする被災住民の安否情報を市町村長及び都道府県知事が収集・把握する仕組みの整備も必要である。

内閣府「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」から一部修正の上抜粋した。

(6) 民間事業者等からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時において、民間事業者等の協力を得ることが重要となることから、民間事業者等の協力が得られるよう、県と連携の上、平素から、協力が得られる民間事業者等を把握するとともに、連携・協力体制の確保に努める。

(7) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することも想定されるため、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換を行うとともに避難訓練等を通じて、手順等を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、消防庁が作成するマニュアル等を参考として、次の事項に配慮の上、教育委員会など市の執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊、民生委員等の関係機関と意見交換を行い、避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

- ア 季節における配慮事項（冬期間の避難方法等）
- イ 観光シーズンや昼間における配慮事項（通勤・通学者及び観光客等への対応）
- ウ 混雑時や交通渋滞時における発生状況等

3 救援に関する基本的事項

(1) 救援に関する事務の県との役割分担

ア 市は、救援に関する事務に係る県との役割分担等について、初動体制の迅速性の確保や災害時における市の応急救助の実施状況等を踏まえ、県の権限における救援の事務のうち、原則として、表2-14について市が行うよう、あらかじめ定める。

イ 市は、救援に関する措置の実施に関しては、県計画に準じて行う。

ウ 市は、表2-14に定めていない事務を行う必要が生じた場合には、必要に応じ、当該事務の実施に係る役割分担等について県と調整する。

エ 市は、アにより市長が行うこととされた救援に関する事務のうち、次の事務の実施については消防本部に協力を要請することができるよう、あらかじめ定める。

被災者の捜索及び救出

死体の捜索

表2-14 市と県との救援の実施に関する事務の役割分担

救援に関する措置の内容	市〔市長〕	県（知事）
収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置	避難所〔福祉避難所、長期避難住宅（借上げ含む。）〕の設置 市が設置した避難所の運営支援 応急仮設住宅（借上げ含む）の供与
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 備蓄物資及び市が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 県が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
緊急物資の受入れ、配送	○ 県から配送される食品等の避難住民への配分	○
医療の提供及び助産	医療〔市が編成した医療救護班による医療の提供〕 助産	医療〔県が編成した医療救護班（大規模又は特殊な医療の提供）及び日本赤十字社福島県支部による医療、薬剤等の支給等〕 助産
被災者の捜索及び救出		
埋葬及び火葬	〔火葬は須賀川地方保健環境組合〕	市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
電話その他の通信設備の提供	-	
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	○（緊急に修理が必要な場合）	
学用品の給与	○〔市立学校〕	○（県立学校・私立学校） 市町村の区域を越える調整が必要な場合の対応
死体の捜索及び処理	○	○ 日本赤十字社福島県支部が行う場合を含む。
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	○	県管轄施設における除去、除去された土石等の処理に広域的な調整が必要な場合の対応等

(2) 県が行う救援の補助

市は、(1)の救援の実施に関する事務についての県と定めた市の役割分担とされる事務以外の事務に関し、必要に応じ、県が行う救援を補助する。

(3) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県が収集する表2-15の資料について提供を受けること等により、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

表2-15 救援実施時に必要となる主な基礎的資料

基礎資料名	収集すべき資料の内容等
避難施設等	避難施設（福祉避難所等を含む。）の所在地（地図情報含む）、 収容能力等一時集合場所等応急仮設住宅が建築可能な場所 仮設住宅として利用可能な賃貸住宅等
備蓄物資・ 調達可能物資	協定締結事業者等における調達物資及び調達見込数量等 主要な民間事業者の連絡先等 応急仮設住宅建築用、応急修理用資機材の調達先等
輸送力	運送事業者や公共交通機関が保有する鉄道、バス等の輸送力等
医療機関等	NBC兵器による疾病に対処可能な医療機関の所在、病床数等 NBC兵器による疾病に関し専門知識を有する医療関係者 臨時の医療施設として利用可能な場所等
日本赤十字社	日本赤十字社福島県支部に対する委託内容
墓地及び火葬場	所在、対応可能人数等

4 運送事業者の輸送力及び運送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定等への協力

(1) 避難施設の指定等への協力

ア 市は、県が行う避難施設の指定及び指定の廃止、用途変更等に際しては、必要な

情報を提供するなど県に協力する。

イ 市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

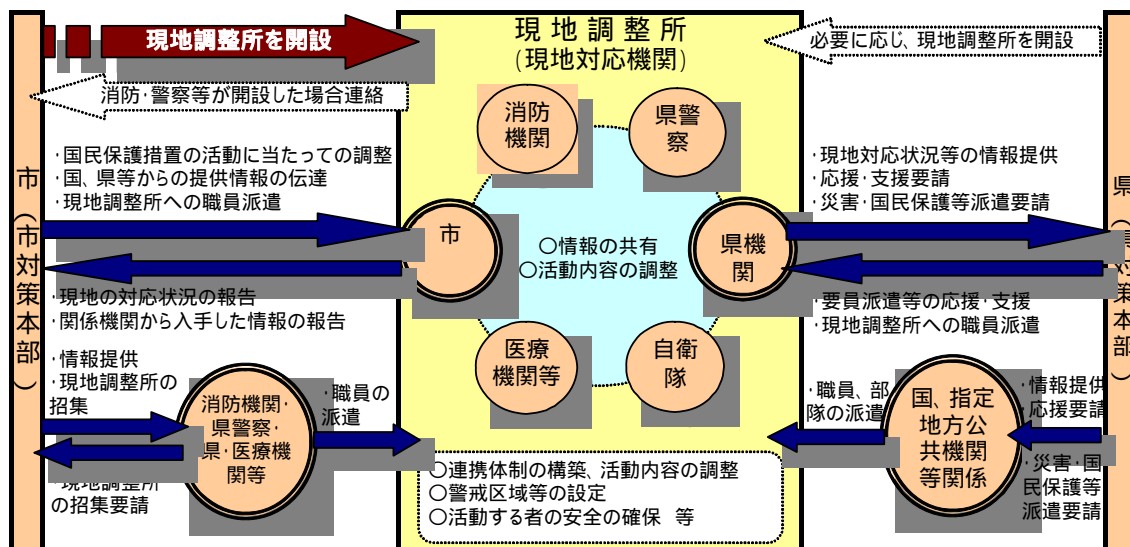
(2) 避難施設の運用等

市は、県が作成した「避難所運営マニュアル作成の手引き」及び「避難所運営マニュアル（作成例）」（平成18年3月）を参考に作成する、「市避難所運営マニュアル」に準じて、避難施設を運用するとともに、市職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

6 市長による現地調整所の設置の準備

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく確な措置を実施するための活動調整を行う現地調整所を速やかに設置できるよう、消防本部、県（地方振興局、保健福祉事務所）、県警察、自衛隊及び医療機関等と現地調整所の運用の手順等について意見交換等を行う。

図2-2 現地調整所の組織編制



【参考3：現地調整所の性格について】

1 現地調整所の設置目的

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。

【現地調整所の設置が考えられるケースの例】

- 避難実施要領に基づく避難誘導の実施に際し、関係機関による連携した活動を行うための調整を要する場合。
- 大規模な被害又はNBC兵器に伴う武力攻撃災害など特殊な被害が発生した場合において、関係機関（現場及び県、医療機関等）に対し速やかに情報提供を行う必要があり、又は、国その他関係機関に対し必要な応援等を求める必要がある場合。

2 現地調整所の設置場所

現地調整所は、事態発生時の現場周辺の安全が確認できる場所において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

3 現地調整所の設置によって期待される効果

- (1) 現地調整所においては、原則として、市現地指揮責任者の主導により、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことにより、情報の共有化と連携の強化を図る。
- (2) 現地調整所において、定時又は随時に会合を開くことにより、関係機関から、被災及び医療等に関する情報や対処状況に関する報告等が定期的に提供されるため、市は、避難誘導の誘導、退避の指示及び警戒区域の設定等の権限を行使する際に、現場での関係機関全体の活動状況等を踏まえた国民保護措置を実施等することが可能となる。
- (3) 現地調整所で関係機関から提供される最新の情報について、それぞれの関係機関は各現場で活動する職員で情報を共有させることにより、活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

4 現地調整所の設置主体

- (1) 現地調整所の設置が必要と判断される場合、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に現地調整所を設置する。
- (2) 関係機関が、既に現地調整所を設置している場合、市は、市の職員を積極的に参画させることが必要となる。

このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要となる。

注：現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

5 現地調整所の設置例（福島県N B C災害等対処現地関係機関連携指針）

N B C災害等の被害を軽減するとともに初動対処等に従事する現地関係機関等の円滑な連携を確保するため、当該現地関係機関の代表者が対応を協議・調整する場をいう。

1 現地調整所の招集等

(1) 市による招集

N B C災害等の発生等により、現地对応機関の協議・調整の必要を認めた場合又は現地对応機関等から招集の要請があり、必要と認めるときは、市（現地指揮責任者）が、その都度、集合場所を指定のうえ招集し、現地对応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図るものとする。

(2) 現地对応機関による設置

現地对応機関現地責任者が現地調整所を設置した場合には、速やかに、市に設置について連絡する。

連絡を受けた市は、当該機関以外の現地对応機関等に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員（現地指揮責任者）を派遣し、当該現地对応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図る。

(3) 県による招集

県地方対策本部又は県現地対策本部（県地方振興局等）は、緊急な応急措置の実施が必要な場合や被害が複数の市町村に及ぶ場合など現地对応機関等との協議及び調整を行う必要があると認めるときは、被災市町村に対し現地調整所の召集を要請し、又は、必要に応じ自ら現地調整所を設置し、現地对応機関の代表者と対応及び役割分担等について協議し、調整を図る。

2 構成

消防本部、県警察、保健所等、市、県地方振興局、自衛隊及び福島県医師会等の指定地方公共機関、災害医療センター、日本赤十字社等の医療機関等その他必要と認められる機関で構成する。

3 主な役割

現地関係機関が有する情報の共有

活動区域（ゾーニング）及び警戒区域等の設定等

応急対処（救助、原因物質の特定、除染等）に係る役割分担の調整

現場における広報の調整

県災害対策グループ及び保健福祉部総務企画グループへの被災状況の報告、応援等の要請

4 運営方法

現地関係機関等は、現地指揮責任者を派遣し、相互に協力する。

現地調整所は、原則として発生地を管轄する市の現地指揮責任者が主催する。

現地調整所における報道機関への対応は、原則として市が行う。

7 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

ア 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

イ 市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日 閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

表2 - 16 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	県民安全領域(原子力発電所:地域づくり班、その他:企業班)
	2号	ガス工作物	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生領域(健康衛生班)
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	県民環境総務領域 (県民環境総務班)
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	県民安全領域(企業班)
	6号	放送用無線設備	総務省	知事公室(知事公室班)
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾領域(河川港湾班)
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	都市領域(都市班)
	9号	ダム	国土交通省	農村整備領域、河川港湾領域 (農村整備班、河川港湾班)
第28条	1号	危険物	総務省 消防庁	県民安全領域(環境保全班)
	2号	毒劇物(毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号)	厚生労働省	健康衛生領域(健康衛生班)
	3号	火薬類	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)
	4号	高压ガス	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)
	5号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省	県民安全領域(地域づくり班)
	6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省	県民安全領域(地域づくり班)
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む。)	文部科学省	県民安全領域(地域づくり班)
	8号	毒薬及び劇薬(薬事法昭和35年法律第145号)	厚生労働省 農林水産省	健康衛生領域、生産流通領域 (健康衛生班、生産流通班)
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省	県民安全領域(環境保全班)

	10号	生物剤、毒素	各省庁	県民安全領域、健康衛生領域、生産流通領域他（環境保全班、健康衛生班、生産流通班）
	11号	毒性物質	経済産業省	県民安全領域他（環境保全班）

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県等との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成

果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

ア 市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

イ 市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、内閣官房が作成した「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

ウ 市は、日本赤十字社福島県支部、県、消防機関などと連携し、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生した場合や建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられるが、市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、被災現場における初動的な被害への対処が必要となると想定される。

また、他の市町村において武力攻撃が発生している場合や何らかの形で武力攻撃災害の兆候等に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制の強化が必要となる。

このため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うことが極めて重要であることから、政府による事態認定の前の段階等における市の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における緊急事態連絡室の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室の設置

第98条

ア 市職員は、住民からの通報、消防吏員、警察官からの通報若しくは県からの連絡その他被災現場からの情報により、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合は、直ちにその旨を市長、幹部職員、関係課及び消防団等に報告する。

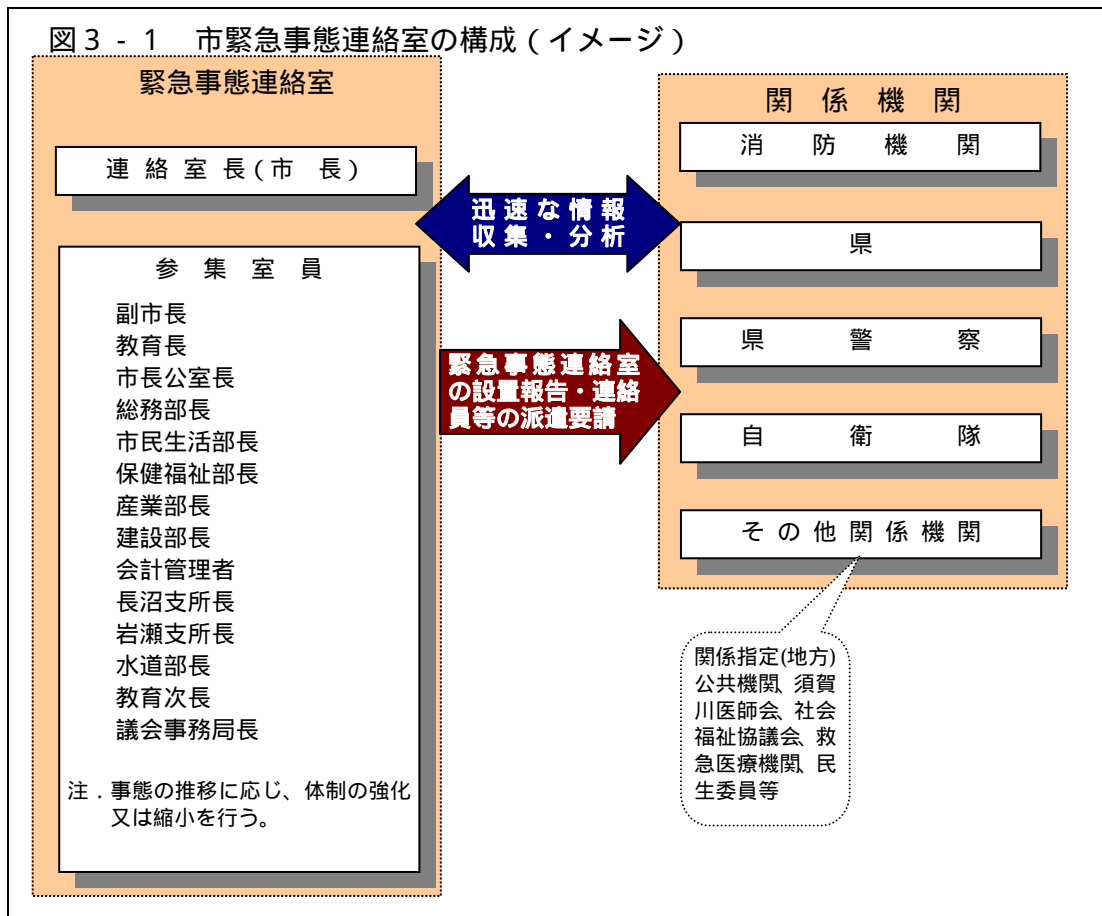
イ アの場合、市長は、速やかに、県、消防本部、県警察等の関係機関に対し連絡するとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡室を設置する。

緊急事態連絡室の要員については、図3-1のとおり定める。

ウ 消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は市職員からアの報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。

エ 緊急事態連絡室は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対し表3-1の伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室の設置について、県に連絡する。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。



注：図中の「副市長」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「助役」と読み替えるものとする。

表3-1 各課等における関係機関への情報伝達ルート

情報伝達先関係機関		情報伝達担当部
国機関	消防庁、自衛隊	市民生活部
県機関	県民安全領域、県中地方振興局	市民生活部
	県中保健福祉事務所	保健福祉部
	県警察	市民生活部
	その他関係領域、事務所	関係各部
近隣市町村		市民生活部
消防本部、消防団		市民生活部
関係指定公共機関 指定地方公共機関 市の区域内に所在 又は関係する機関等 に限る。	須賀川医師会等、日本赤十字社福島県支部、最寄りの災害医療センター、その他医療機関	保健福祉部
	運送事業者（機関）	市民生活部
	ガス事業者（生活関連等施設を含む。）	市民生活部
	電気・通信事業者等 （生活関連等施設の管理者を含む。）	市民生活部
	道路管理事業者	建設部
生活関連等施設の 管理者	水道事業者	水道部
	ダム管理者（藤沼ダム）	産業部
	ダム管理者（滑川砂防ダム、大滝川砂防ダム）	建設部
	危険物質等の取扱者	市民生活部 消防本部へ依頼
多数の者が利用する 施設（県と伝達先 を分担）	学校等教育機関	教育委員会
	医療機関（災害医療センターを含む）	保健福祉部
	社会福祉施設、介護施設	保健福祉部
	その他集客施設等 （大規模事業所・大規模集客施設）	市民生活部、産業部
その他	放送事業者等	市長公室
	町内会、行政区、民生委員、自主防災組織の代表等	市民生活部
	市社会福祉協議会	保健福祉部
	農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所等	産業部

注：伝達方法（手段、伝達順位）等については、資料編等に定める。

(2) 初動措置の確保

ア 市は、緊急事態連絡室において、各機関との連絡調整に当たるとともに、被災現場において消防機関が行う消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、自ら又は市長の職権を行う市職員が現場にいないときは、警察官に要求することにより、災害対策基本法に基づく避難の指示等、警戒区域の設定を行うとともに、自ら又は関係機関と協力し災害

対策基本法等に基づく救助その他必要な応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

イ 市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

ウ 市長は、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）が行われたにもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市町村国民保護対策本部（以下「市町村対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要に応じ、自ら又は市長の職権を行う市職員に命ずることにより、若しくは、警察官に要請することにより国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定を行うとともに、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定について要請するなどの措置を行う。

なお、市長又は市長の職権を行う市職員が退避の指示、警戒区域の設定を行う場合、消防本部と調整の上行うこととし、次の事項について協力を要請する。

退避の指示

消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等

警戒区域の設定等

警察と連携した区域の設定（ゾーニング）、市の要請に基づく立入制限・禁止等の協力、消防車両等を利用した住民等への伝達

注．ア及びウの文中の「職員」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「吏員」と読み替えるものとする。

(3) 関係機関への支援の要請

ア 市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、消防組織法又は災害対策基本法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

イ 市長は、政府による事態認定が行われたにもかかわらず、市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合においても、必要があると認められるときは、国民保護法又は消防組織法等に基づき、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

ア 緊急事態連絡室を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合、直ちに市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室は廃止する。

イ 市長は、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の応急措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

(5) 放送事業者等に対する情報提供

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者等に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」(平成18年7月 福島県)の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。

(6) 緊急事態連絡室を廃止する場合の通知等

市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等緊急事態連絡室等を廃止する場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)エ及び表3-1に基づき連絡する。

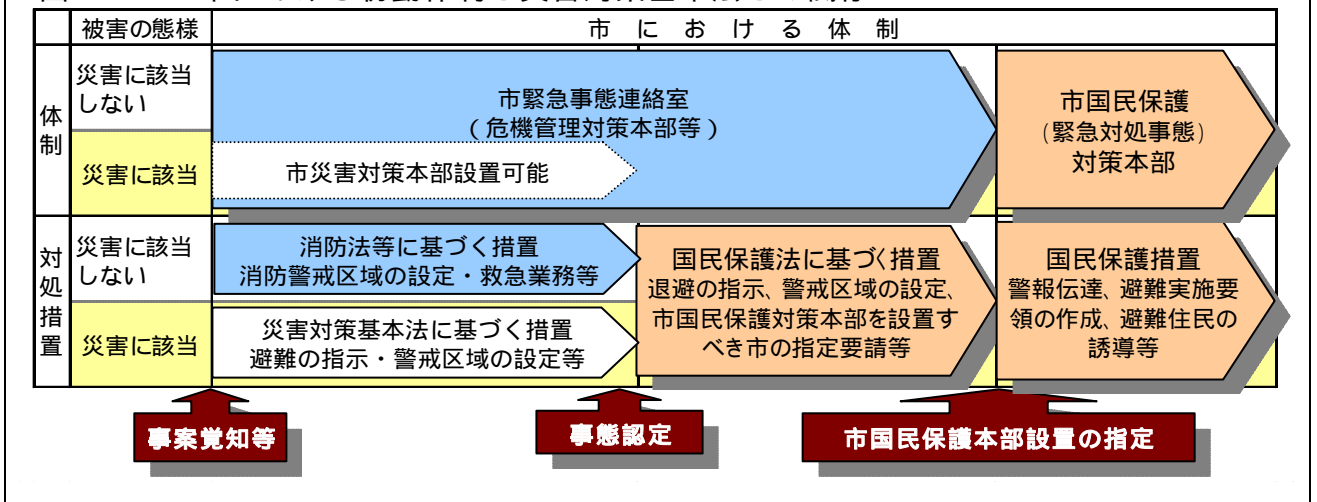
2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応

ア 市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたにもかかわらず市に対し、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化する必要があると判断した場合には、担当部・課体制を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できる体制を構築する。

イ 市長は、アの体制をとった場合、消防本部又は市を管轄する須賀川消防署に連絡するとともに、必要な体制をとるよう要請する。

図3-2 市における初動体制と災害対策基本法との関係



第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能、市対策本部長の権限等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

ア 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

イ 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。

なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、第1章1(4)に基づき市対策本部に切り替える。

ウ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市国民保護対策本部員（以下「市対策本部員」という。）市対策本部職員等に対し、参集時の連絡手段として第2編第1章第1の2(4)で定める携帯電話、衛星電話、一斉参集システム等の連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

エ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、第2編第1章第1の5及び表2-5で定める本庁3階正庁に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態の確認、資機材の配置等必要な準備を行う。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置したことを報告する。

市対策本部は、表3-1の情報伝達ルートにより関係機関に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知する。

また、消防本部に対し、須賀川地方広域消防本部国民保護対策本部等を設置するよう要請する。

オ 交代要員等の確保

市対策本部は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

カ 本部の代替機能の確保

市は、本庁3階正庁（対策本部の設置場所）が被災した場合等市対策本部を市

庁舎内に設置できない場合、第2編第1章第1の5及び表2-5で定める消防本部3階講堂等に市対策本部を設置する。

市長は、市の区域を越える避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

市長は、内閣総理大臣から、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成等

ア 市対策本部の組織構成

市対策本部の組織構成は図3-3のとおりとする。

市対策本部長は、必要があると認める場合、国の職員、消防本部消防長の指名する消防吏員、その他市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。

イ 市対策本部事務局の組織編制等

市対策本部長を補佐する組織として、市対策本部事務局（以下「事務局」という。）を置く。

事務局の組織編制及び所掌業務は表3-2のとおりとする。

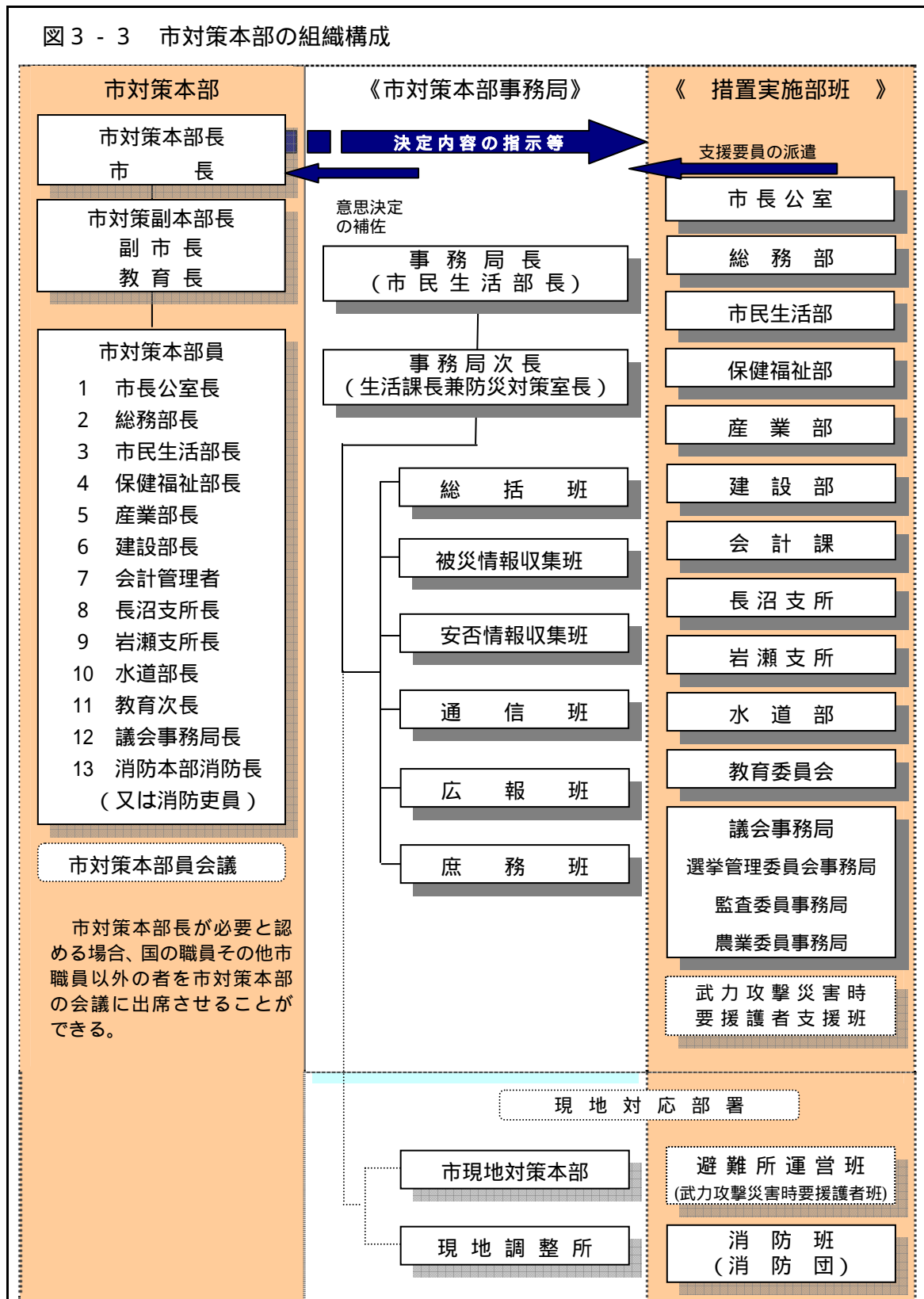
ウ 措置実施部班の組織編制等

市対策本部における決定内容等を踏まえて、措置を実施する各班（各部各課）及び福祉関係部局を中心的とした横断的な組織として武力攻撃災害時要援護者支援班を置く。

各班の組織編制及び所掌業務は表3-3のとおりとする。

各班は、事務局の指示又は求めにより、各班から事務局に対し支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。

図3-3 市対策本部の組織構成



注：図中の「副市長」とは平成19年4月1日より適用するものとし、当該期日の前までは「助役」と読み替えるものとする。

表3-2 市対策本部事務局の組織編制及び所掌業務

事務局の班名	所 掌 業 務
総 括 班 生活課長 市民サービス課長 総合サービス課長	1 市対策本部会議の運営に関すること 2 被災情報収集班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること 3 市対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示に関すること 4 国民保護に関する業務の総括に関すること 5 市が行う国民保護措置に係る調整に関すること 6 県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること 7 県を通じた指定行政機関の長等への措置要請に関すること 8 消防団及び自主防災組織等に関すること
被災情報収集班 企画調整課長 地域づくり課長 税務課長 収納課長	1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること 被災情報 避難や救援の実施状況 武力攻撃災害への対応状況 その他統括班等から収集を依頼された情報
安否情報収集班 総合サービス課長 市民サービス課長	1 安否情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約に関すること
通 信 班 総務課長 企画調整課長 地域づくり課長 生活課長	1 通信回線や通信機器の確保に関すること 2 防災行政無線の管理統制に関すること。
広 報 班 企画調整課長 地域振興課長	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること
庶 務 班 職員課長 地域づくり課長 総務課長	1 市対策本部員や職員のローテーション管理に関すること 2 市対策本部員の食料の調達等庶務に係る事項に関すること 3 他の市町村に対する応援の求めに関すること 4 近隣市町村との連携に関すること 5 その他本部の庶務に関すること

注：表中、「」は事務局各班の班長を「」は副班長を意味する。なお、事務局各班に配置される班員は別に定める。

表3-3 各班の組織編制及び所掌業務

部名 (部長)	班名 (班長)	所掌業務
市長公室 (市長公室長)	企画調整課班 (企画調整課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害の情報の収集に関する事。 2 各部における国及び県等に対する要望並びに資料作成の総合調整に関する事。 3 新聞発表、ラジオ放送、テレビ放送、広報車による広報活動その他広報に関する事。 4 武力攻撃災害写真の撮影、収集、記録等に関する事。 5 室内の各班との連絡調整に関する事。 6 室内の他班の所掌に属しない事項 7 その他国民保護措置に関する事。
	職員課班 (職員課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における職員の動員及び調整に関する事。 2 職員の非常招集に関する事。 3 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 4 他の自治体等との間の職員派遣に関する事。 5 その他国民保護措置に関する事。
総務部 (総務部長)	総務課班 (総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会との連絡及び市議会提出資料に関する事。 2 国民保護措置に係る予算措置に関する事。 3 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事。 4 市庁舎及び市有建物の被害の調査並びに応急復旧に関する事。 5 庁用自動車の配車に関する事。 6 出張所(樺衝出張所を除く。)、東公民館及び西袋公民館(次項において「出張所等」という。)管内の武力攻撃災害情報収集に関する事。 7 本部と出張所等との連絡に関する事。 8 部内の各班との連絡調整に関する事。 9 部内の他班の所掌に属しない事項 10 その他国民保護措置に関する事。
	各出張所(樺衝出張所を除く。)・コミュニティプラザ班 (各施設の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 2 管内の武力攻撃災害情報の収集及び報告に関する事(コミュニティプラザを除く)。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 その他国民保護措置に関する事。
	税務課班 (税務課長)	本部長の命ずる国民保護措置に関する事。

	収納課班 (収納課長)	本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
市民生活部 市民生活部長 (市民生活部長)	生活課班 (生活課長)	1 避難実施要領の策定に関すること。 2 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関すること。 3 避難所の運営に関すること。 4 廃棄物処理に関すること 5 復旧に関すること。 6 特殊標章等の交付等に関すること。 7 本部長の命令の伝達に関すること。 8 気象情報の受信及び通報に関すること。 9 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。 10 自衛隊の派遣要請に関すること。 11 被害状況の結果整理及び報告に関すること。 12 警察署との連絡に関すること。 13 須賀川地方広域消防組合との連絡に関すること。 14 環境衛生に関すること。 15 部内の各班との連絡調整に関すること。 16 部内の他班の所掌に属しない事項 17 その他国民保護措置に関すること。
	総合サービス課班 (総合サービス課長)	1 安否情報の収集及び提供に関すること。 2 その他国民保護措置に関すること。
保健福祉部 保健福祉部長 (保健福祉部長)	武力攻撃災害時要援護者支援班	1 避難支援プランに関すること。 2 武力攻撃災害時要援護者に対する情報伝達に関すること。 3 武力攻撃災害時要援護者の避難支援業務に関すること。 4 福祉避難所等に関すること。 5 その他国民保護措置に関すること。 武力攻撃災害時の要援護者支援体制については、内閣府から「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示されているが、災害時における地域防災計画での対策が未策定であることから、今後、防災担当部署・保健福祉担当部署を中心に組織編制や支援体制の構築を図るものとする。
	社会福祉課班 (社会福祉課長)	1 障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。

	<ol style="list-style-type: none"> 2 社会福祉施設に関すること。 3 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。 4 被災に対する援護対策に関すること。 5 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 6 社会福祉関係施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 義援金品の受付及び配付に関すること。 8 被災地における生活保護世帯、児童、母子世帯及び心身障がい者(児)世帯の援護対策に関すること。 9 武力攻撃災害ボランティアに関すること。 10 部内の各班との連絡調整に関すること。 11 部内の他班の所掌に属しない事項 12 その他国民保護措置に関すること。
社会福祉課関係 各施設班 (各施設の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児等の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他国民保護措置に関すること。
高齢福祉課班 (高齢福祉課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関する こと。 2 介護施設に関すること。 3 被災地における老人世帯の援護対策に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 老人福祉施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他国民保護措置に関すること。
市民健康課班 (市民健康課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、医薬品等の提供に関すること。 2 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 4 被災地における感染症の予防に関すること。 5 武力攻撃災害時における応急医療及び助産に関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 9 その他国民保護措置に関すること。
農政課班 (農政課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 農業の武力攻撃災害状況調査及び国民保護措置に関すること。 2 農業気象に関すること。 3 農産物の技術対策に関すること。 4 家畜伝染病の予防及び防疫に関すること。

産業部 (産業部長)		<ul style="list-style-type: none"> 5 農道、林道、溜池、用排水路、堤等の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 農業用施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 7 部内の各班との連絡調整に関すること。 8 部内の他班の所掌に属しない事項 9 その他国民保護措置に関すること。
	商工観光課班 (商工観光課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関すること。 2 商工業関係の被害の調査及びその対策に関すること。 3 被災者の就業に関すること。 4 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 5 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 6 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 7 その他国民保護措置に関すること。
	地域振興課班 (地域振興課長)	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の命ずる国民保護措置に関すること。
建設部 (建設部長)	土木課班 (土木課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 交通不能箇所の調査及び交道路線の決定に関すること。 3 水防活動(水防資材の調達を含む。)に関すること。 4 部内の各班との連絡調整に関すること。 5 部内の他班の所掌に属しない事項 6 その他国民保護措置に関すること。
	建築課班 (建築課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 応急仮設住宅等の建設に関すること。 3 応急仮設住宅等の建設に要する資材の調整及びあっせんに関すること。 4 その他国民保護措置に関すること。
	都市計画課班 (都市計画課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 区画整理事業区域内の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他国民保護措置に関すること。
	下水道課班 (下水道課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道の被害の調査及び応急復旧に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他国民保護措置に関すること。
会計課班 (会計管理者)	<ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に要する経費の出納に関すること。 2 武力攻撃災害寄附金の出納に関すること。 3 その他国民保護措置に関すること。 	

長沼支所（長沼支所長） 岩瀬支所（岩瀬支所長）	地域づくり課班 （地域づくり課長）	1 武力攻撃災害時における職員の動員及び調整に関する事 2 職員の非常招集に関する事 3 市庁舎の電源及び電話回線の確保に関する事 4 市庁舎及び市有建物の被害の調査並びに応急復旧に関する事 5 庁用自動車の配車に関する事 6 支所管内の武力攻撃災害情報収集に関する事 7 本部と樺衝出張所との連絡に関する事（長沼支所に限る。） 8 農林業の武力攻撃災害状況調査及び国民保護措置に関する事 9 農業気象に関する事 10 農産物の技術対策に関する事 11 家畜伝染病の予防及び防疫に関する事 12 農道、林道、溜池、用排水路、堤等の被害の調査及び応急復旧に関する事 13 農林業用施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 14 応急救助のための食料品類、毛布、衣料、寝具、ローソクその他生活必需品の調達に関する事 15 商工業関係の被害の調査及びその対策に関する事 16 被災者の就業に関する事 17 道路、橋梁及び河川の被害の調査並びに応急復旧に関する事 18 交通不能箇所の調査及び交通路線の決定に関する事 19 水防活動（水防資材の調達を含む。）に関する事 20 市営住宅の被害の調査及び応急復旧に関する事 21 応急仮設住宅等の建設に関する事 22 応急仮設住宅等の建設に要する資材の調整及びあっせんに関する事 23 下水道の被害の調査及び応急復旧に関する事 24 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 25 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 26 支所内の各班との連絡調整に関する事 27 支所内の他班の所掌に属しない事項 28 その他国民保護措置に関する事
	樺衝出張所班 （長沼支所に限る。） （樺衝出張所長）	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 3 その他国民保護措置に関する事
	藤沼湖自然公園管理 センター班 （長沼支所に限る。）	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事 3 その他国民保護措置に関する事

(藤沼湖自然公園管理センター所長)	
市民サービス課班 (市民サービス課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報の受信及び通報に関すること。 2 公用令書の発行及びこれに伴う補償に関すること。 3 被害状況の結果整理及び報告に関すること。 4 環境衛生に関すること。 5 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援に関すること。 6 社会福祉施設・介護施設に関すること。 7 被災者のメンタルヘルスケアに関すること。 8 被災に対する援護対策に関すること。 9 社会福祉関係施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 10 老人福祉施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 11 義援金品の受付及び配付に関すること。 12 被災地における生活保護世帯、児童、母子世帯及び心身障がい者(児)世帯の援護対策に関すること。 13 武力攻撃災害ボランティアに関すること。 14 被災地における老人世帯の援護対策に関すること。 15 その他国民保護措置に関すること。
市民サービス課関係各施設班 (各施設の長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児等の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 3 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他国民保護措置に関すること。
健康づくり課班 (健康づくり課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療、医薬品等の提供に関すること。 2 医薬品その他の衛生資材の確保及び配分に関すること。 3 医療機関の被害の調査及びその対策に関すること。 4 被災地における感染症の予防に関すること。 5 武力攻撃災害時における応急医療及び助産に関すること。 6 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 7 老人福祉施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 8 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 9 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 10 その他国民保護措置に関すること。
いわせ悠久の里管理センター班 (岩瀬支所に限る。)	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。

	(いわせ悠久の里管理センター所長)	4 その他国民保護措置に関すること。
水道部 (水道部長)	庶務課班 (庶務課長)	1 飲料水の供給に関すること。 2 部内の各班との連絡調整に関すること。 3 部内の他班の所掌に属しない事項 4 その他国民保護措置に関すること。
	配水課班 (配水課長)	1 配水施設及び附属施設の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 その他国民保護措置に関すること。
	配水課浄水場班 (配水課浄水場長)	1 取水・導水・浄水・送水及び配水池までの被害の調査並びに応急復旧に関すること。 2 その他国民保護措置に関すること。
	長沼水道課班 (長沼水道課長) 岩瀬水道課班 (岩瀬水道課長)	1 飲料水の供給に関すること。 2 配水施設及び附属施設の被害の調査並びに応急復旧に関すること。 3 取水・導水・浄水・送水及び配水池までの被害の調査並びに応急復旧に関すること。 4 その他国民保護措置に関すること。
教育委員会 (教育次長)	総務課班 (総務課長)	1 事務局内の職員の動員に関すること。 2 公立学校施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 教育関係施設の緊急利用に関すること。 4 事務局内の各班との連絡調整に関すること。 5 事務局内の他班の所掌に属しない事項 6 その他国民保護措置に関すること。
	学校教育課班 (学校教育課長)	1 被災地の応急教育及び教職員の動員に関すること。 2 被災した児童及び生徒に対する学用品の支給に関すること。 3 幼稚園の被害の調査及び応急復旧に関すること。 4 その他国民保護措置に関すること。
	各小中学校・幼稚園班 (各学校長・幼稚園長)	1 児童生徒等の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関すること。 5 その他国民保護措置に関すること。
	生涯学習課班 (生涯学習課長)	1 文化財等の被害の調査に関すること。 2 社会教育施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。 3 その他国民保護措置に関すること。
	生涯学習課関係 各施設班	1 所管施設の利用者の避難及び救護に関すること。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関すること。

(各施設の長)	<ul style="list-style-type: none"> 3 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 4 東公民館及び西袋公民館にあっては、管内の武力攻撃災害情報の収集及び報告に関する事。 5 その他国民保護措置に関する事。
保健体育課班 (保健体育課長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災した児童生徒の保健管理及び学校給食に関する事。 2 所管施設の利用者の避難及び救護に関する事。 3 社会体育施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 4 所管施設が避難所となった場合の設営等の協力に関する事。 5 その他国民保護措置に関する事。
各学校給食センター班 (各所長)	<ul style="list-style-type: none"> 1 被災した児童生徒の学校給食に関する事。 2 所管施設の被害の調査及び応急復旧に関する事。 3 その他国民保護措置に関する事。
議会事務局班 (議会事務局長)	本部長の要請する国民保護措置に関する事。
選挙管理委員会事務局班 (選挙管理委員会事務局長)	本部長の要請する国民保護措置に関する事。
監査委員事務局班 (監査委員事務局長)	本部長の要請する国民保護措置に関する事。
農業委員会事務局班 (農業委員会事務局長)	本部長の要請する国民保護措置に関する事。
避難所運営班 (武力攻撃災害時要援護者班)	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設及び運営に関する事。 2 避難所における安否情報の収集等に関する事。 3 避難所における武力攻撃災害時要援護者対策(要援護者用窓口の設置・福祉避難室の開設等)に関する事。
消防班 (消防団)	<ul style="list-style-type: none"> 1 市の指示による避難住民の誘導に関する事。 2 武力攻撃災害時要援護者に関する情報の確認に関する事。 3 要避難地域内残留者の確認などに関する事。 4 消火活動及び救助・救急活動に関する事。 5 市の指示による被災者、死亡者の捜索・救出などに関する事。

(4) 市対策本部における広報等

ア 市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐため、住民に適時適切な情報提供、武力攻撃災害等に伴う相談対応等を行うため、市対策本部事務局に当該事態に係る情報を一元的に取り扱う被災情報収集班を設置するとともに広報担当部署として広報班を設置し、広報広聴体制を整備する。

イ 住民等への情報伝達については、市防災行政無線及び広報車等の利用、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページのほか様々な広報手段を活用し、迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 住民等への情報提供に当たっては、次に留意する。

提供する情報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、情報を提供する時機を逸することのないよう迅速に対応する。

市対策本部において重要な方針を決定した場合など提供する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。

住民等への情報提供に当たっては、県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）と連携の上行う。

(5) 市現地対策本部の設置

ア 市長は、避難住民が多い地域や武力攻撃災害による被災者が多数に及ぶ地域等において、現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国武力攻撃事態等現地対策本部（以下「国現地対策本部」という。）及び県国民保護現地対策本部（以下「県現地対策本部」という。）との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

イ 市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

ア 市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び被災現場等において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関〔県（県中地方振興局、県中保健福祉事務所等）、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等〕の活動を円滑に調整する必要があると認めるとき又は関係機関から招集の要請があり、必要があると認めるときは、市（現地指揮責任者）が、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

なお、現地調整所は、設置場所、現地調整所における調整事項等について、消防本部と調整した上で設置する。

イ 市は、消防機関又は県警察等の関係機関現地責任者が現地調整所を設置したとの連絡を受けた場合には、速やかに、他の関係機関に対し現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員（現地指揮責任者）を派遣し、関係機関との情

報共有及び活動調整を行う。

2 市対策本部長の権限

第29条

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等

ア 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、県並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

イ 市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び関係指定公共機関が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うよう要請するよう求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

ア 市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

イ アの場合において、市対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 市対策本部の廃止

ア 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本

部を廃止する。

- イ 市長は、市対策本部を廃止したときは、市議会に市対策本部の廃止を報告する。
また、表3-1の情報伝達ルートを用いて、速やかに、市対策本部を廃止したことを通知する。
- ウ アの場合において、武力攻撃事態等及び武力攻撃災害等の状況に応じ、市長が、必要と認めたときは、緊急事態連絡室等の体制をとる。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。

また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国対策本部及び県対策本部等との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

市は、国現地対策本部及び県現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県及び国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

第18条

ア 市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第16条第5項

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

第21条第3項

ア 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

イ アの場合、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

第20条

ア 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めることができる。(国民保護等派遣)

イ 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当する自衛隊福島地方協力本部長〔第1優先連絡先(地域事務所等を含む。)]又は第6師団長(第2優先連絡先)を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ただし、通信の途絶等のため市長がこれらの者に連絡が取れない場合においては、第6特科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。

ウ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動(自衛隊法第78条)及び知事の要請に基づく出動(自衛隊法第81条)]により出動した部隊とも、緊密な意思疎通を図る。

4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

第17条

ア 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

第18条

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

第19条

ア 市が国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

委託事務に要する経費の支弁の方法

その他事務の委託に関し必要な事項

イ 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、知事に届け出る。

ウ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の委託の廃止を行った場合は、

市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

第151、152条

ア 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

イ 市は、アの要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、アの職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

第17、19条

ア 市長等は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を市議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 関係指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

第21条

市長は、関係指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

第4条

市は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力を求めるに当たっては、安全を十分に確保するとともに、適切な情報の提供及び活動に対する資材の提供等自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

第4、22条

ア 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

イ 市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県、市社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部及び日本赤十字社福島県支部須賀川市地区と連携し、又は、他のボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアの活動環境について配慮するとともに、市社会福祉協議会が、避難先地域等における救援活動の拠点となる現地災害救助ボランティアセンターを設置する場合、当該協議会のボランティアニーズの調査・情報収集、ボランティアの募集・活動状況等の周知、ボランティアの受入登録・配置等に協力することにより、ボランティアの技能等の効果的な活用を図る。

8 民間からの救援物資の受入れ

ア 市は、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望する物資、数量及び受入期間等を速やかに把握し、その内容のリスト及び送り先について、県に報告するとともに自ら周知を図る。

イ 市は、国、県及び関係機関等と連携し、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

また、県から、救援物資等の受入れ、保管及び配送体制の確立及び運営についての協力依頼があった場合、可能な限り対応する。

9 住民への協力要請

第4、70、80、115、123条

市長又は市の職員は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

ア 避難住民の誘導（国民保護法第70条関係）

イ 避難住民の救援（同法第80条関係）

ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第115条関係）

エ 保健衛生の確保（同法第123条関係）

第4章 警報及び避難の指示等

図3-4 住民の避難に関する措置等における国、県及び市の対応等

国（国対策本部長）	県（知事）	市（市長）	指定地方公共機関（放送事業者）
<p>対処基本方針等閣議決定</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の閣議決定（指定の通知）</p>	<p>県対策本部の設置</p>	<p>市対策本部の設置</p>	
<p>警報の発令（通知）</p> <p>武力攻撃事態等の現状・予測</p> <p>武力攻撃等発生等地域</p> <p>その他住民等への周知事項</p>	<p>警報の通知</p> <p>警報の発令の内容</p> <p>警報の伝達等</p> <p>利用者が多い施設の管理者、報道発表等</p>	<p>警報の伝達</p> <p>住民・関係団体等（サイレン等により伝達）</p> <p>利用者が多い施設の管理者</p>	<p>警報の放送</p> <p>警報の解除の放送</p>
<p>避難措置の指示（通知）</p> <p>要避難地域</p> <p>避難先地域</p> <p>住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要</p> <p>注：避難とは、避難措置の指示を受けた知事が、要避難地域等の住民を避難先地域（屋内避難先を含む。）に逃がすこと、退避とは、知事等の判断で、目の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所に逃すことをいう。</p>	<p>要避難地域を管轄</p> <p>避難の指示（通知）</p> <p>避難措置の指示の内容のほか</p> <p>主要な避難の経路</p> <p>避難のための交通手段</p> <p>その他避難の方法</p> <p>警報の伝達等</p> <p>利用者が多い施設の管理者、報道発表等</p> <p>避難の実施準備</p> <p>避難の指示の報告</p>	<p>要避難地域を管轄</p> <p>避難の指示の伝達</p> <p>住民・関係団体等（サイレン等により伝達）</p> <p>利用者が多い施設の管理者</p> <p>避難住民の誘導等</p> <p>避難実施要領の作成</p> <p>避難住民の誘導等</p>	<p>避難の指示の放送</p> <p>避難の指示の解除の放送</p>
<p>警報の発令前</p> <p>注：武力攻撃災害緊急通報は、武力攻撃災害から住民の生命等に対する危険を防止するため、緊急の必要があるとき発令される（なお、警報は、武力攻撃等から国民の生命等を保護するため、緊急の必要があるときに発令される）。</p> <p>警報は、比較的広範囲の地域、緊急通報は限定された地域を対象とする。</p>	<p>緊急通報の発令（通知）</p> <p>武力攻撃災害の現状・予測</p> <p>その他住民等への周知事項等</p> <p>緊急通報の伝達</p> <p>利用者が多い施設の管理者、報道発表等</p> <p>緊急通報発令の報告</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の要請</p> <p>退避の指示（通知）</p> <p>注：第7章第4節第1に規定</p>	<p>緊急通報の伝達</p> <p>住民・関係団体等（サイレン等により伝達）</p> <p>利用者が多い施設の管理者</p> <p>退避の指示</p> <p>退避の指示の通知</p>	<p>緊急通報の放送</p> <p>警察官は、市長等の避難の指示を待っていないとまがない場合や市長等から要請があった場合に退避を指示することができることとされている。</p>

注：県及び市は、警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

第44、47、48条

市は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、住民、表2-9で定める公私の団体等及び表2-11で定める大規模集客施設等の管理者に対しては、第2編第1章第4であらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、表2-10で定めるその他の関係機関に対しては、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、速やかに警報の内容を通知する。

〈警報の内容〉

武力攻撃事態等の現状及び予測

武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域

その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

(2) 警報の内容の通知

ア 市は、市の他の執行機関〔市教育委員会等〕及び表2-10で定めるその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、警報の内容を通知する。

イ 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

須賀川市ホームページ：<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

2 警報の内容の伝達の方法

(1) 警報の内容の伝達については、原則として以下の要領により行う。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含

まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

ア 消防本部は、市長の要請により、保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等により警報の内容を伝達するものとする。

ただし、原則として、消火、救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとする。

イ 消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会等や武力攻撃災害時要援護者等に対し、個別の伝達を行うなどにより、効率的な警報の内容の伝達を行なう。

ウ 市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 警報の内容の伝達に当たっては、特に、高齢者、障がい者及び外国人等に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉部局との連携の上、災害時への対応として作成する避難支援プランを活用することなどにより、武力攻撃災害時要援護者に対し、速やかに正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。

この場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し警報の内容が伝達されるよう特に配慮する。

3 警報の解除の伝達等

第51条

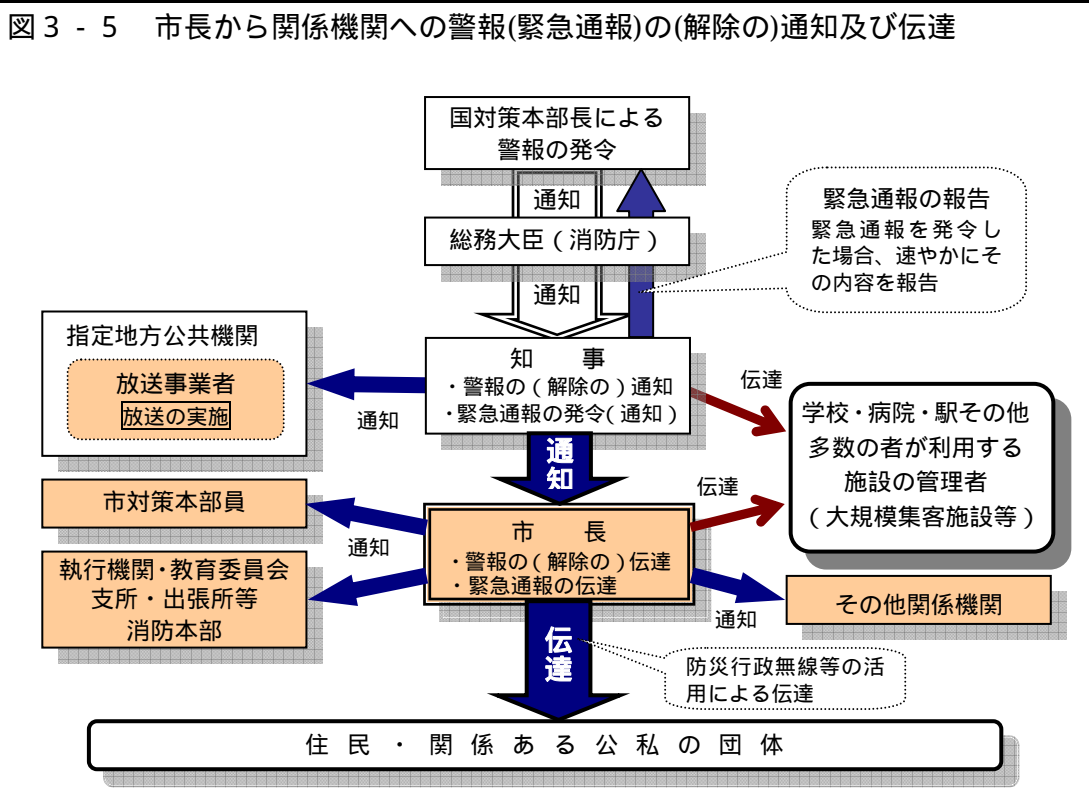
市は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達及び通知については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

4 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

第99、100条

市長は、知事から武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令に伴う通知があった場合、警報の通知を受けた場合と同様の伝達方法等により、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に伝達するとともに、その他の関係機関に対し通知する。



第2 避難住民の誘導等

市は、県の避難の指示に基づき、避難実施要領を作成する。また、住民の生命、身体及び財産を守るためには、避難住民の誘導を行うことが極めて重要となることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の伝達等

第52条

(1) 避難措置の指示の通知

市長は、知事を通じて国対策本部長から、次の内容の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に、他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難措置の指示の内容を通知する。

〈避難措置の指示の内容〉

住民の避難が必要な地域（以下「要避難地域」という。）

住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。以下「避難先地域」という。）

関係機関が講ずべき措置の概要

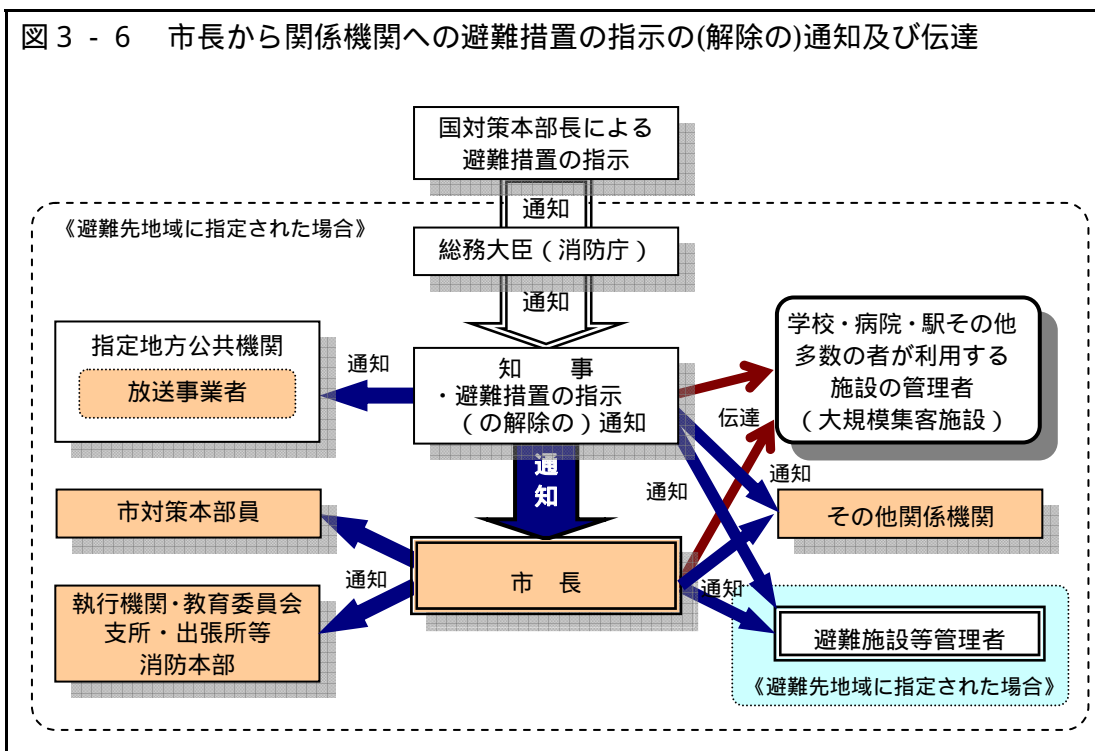
(2) 避難措置の指示の伝達等

ア 市の区域が要避難地域に指定された場合

市は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第1の警報の伝達と同様に要避難地域に所在する大規模事業所等や大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置の指示の内容を伝達する。

イ 市の区域が避難先地域に指定された場合

市は、避難施設等を早急に開設できるよう、必要に応じ、第2編第1章第4の表2-10の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難措置の指示の内容を通知する。



2 知事の避難の指示に当たっての協力等

第54条

ア 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。

イ 市長は、知事が避難の指示を行うに当たって、表3-4の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。

表3-4 避難の指示にあたって知事が市町村等と調整する主な事項

調整事項	調整先機関
○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 市町村の支援要望・広域的調整	要避難地域所在市町村 要避難地域管轄消防本部等
○受入可能人数(避難施設等の収容能力、食料等・ライフラインの供給能力等) 避難先地域における一時集合場所	受入地域所在市町村
○道路・交通状況の把握(積雪時の状況等を含む。) 避難時における中継施設(道の駅等)の開設	道路管理者等である市町村

3 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の通知

第54条

市長は、知事から、次の内容の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し、第3編第1章の1及び表3-1で定めた情報伝達ルート等により、避難の指示の内容を通知する。

(2) 避難の指示の住民等への伝達

ア 市長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達に準じて、次の避難の指示の内容を、住民、関係のある公私の団体及び大規模集客施設等の管理者に対し、迅速に伝達する。

〈避難の指示の内容〉

要避難地域

避難先地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）

関係機関が講ずべき措置の概要

避難の実施日時

主要な避難の経路

避難のための交通手段

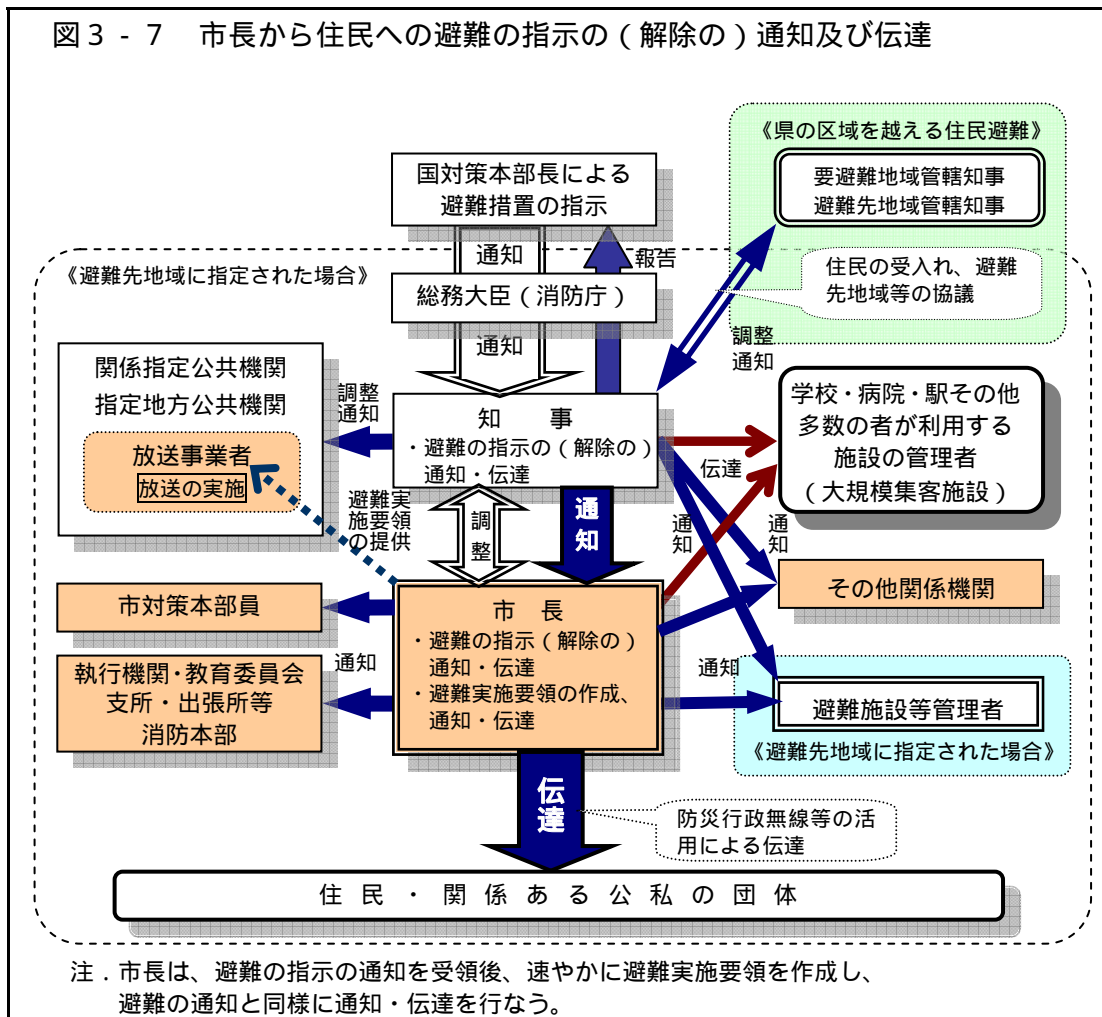
その他避難の方法

イ アの場合、病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう、特に配慮する。

(3) 避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知

ア 市は、避難の指示により、市の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施設等を早急に開設できるよう、第2編第1章第4の表2-10の県との役割分担に基づき、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。

イ 市の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、あらかじめ県から指定のあった市の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。



4 避難実施要領の策定等

第61条

(1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

ア 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

イ 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

ウ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定に当たって考慮する事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点を考慮する。

- ア 避難の指示の内容の確認
 - 要避難地域及び避難先地域
 - 市及び他の関係機関が講ずべき措置の概要
 - 避難の実施日時
 - 主要な避難の経路及び避難のための交通手段
 - その他避難の方法
- イ 事態の状況の把握
 - 警報の内容
 - 被災情報等の収集及び分析
 - 避難の指示以前に住民により自主的な避難が行われた場合の避難の状況又は市長等が退避の指示を行った場合の退避の状況等の把握
- ウ 避難住民の概数の把握
- エ 誘導の手段の把握
 - 屋内避難
 - 徒歩による避難
 - 運送事業者である指定地方公共機関等の運送による長距離避難
 - 自家用車を用いた長距離避難
- オ 運送手段の確保の調整
 - 県及び県警察等との運送手段（自家用車等の使用）の調整
 - 運送手段の確保等についての県との役割分担
 - 運送事業者との連絡体制の確保
 - 一時集合場所（要避難地域及び避難先地域）の選定
- カ 武力攻撃災害時要援護者の避難方法
 - 避難支援プラン登録者及び避難方法の把握
 - 県との福祉避難所等の開設等についての調整等
 - 市対策本部における武力攻撃災害時要援護者支援班等の設置
- キ 避難経路や交通規制の調整
 - 県及び県警察等との避難経路及び交通規制区間の調整
（自家用車を用いた長距離避難を行う場合の調整を含む。）
 - 道路の状況に係る道路管理者との調整等
- ク 職員の配置
 - 職員の割当て〔避難誘導及び一時集合場所（現地調整所含む）、避難先地域への派遣等〕
 - 県、近隣市町村等との応援要員等の派遣についての調整等
- ケ 関係機関との調整
 - 現地調整所の設置

関係機関との連絡手段の確保

避難誘導等に当たっての消防本部との役割分担

コ 自衛隊等との避難経路・手段・時間等の調整

(3) 避難実施要領に定める事項

ア 避難実施要領に定める事項

避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

避難の実施日時

その他、避難の実施に関し必要な事項

イ 避難実施要領に定める具体的な項目

避難誘導に際し関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするため、避難実施要領には、原則として、表3-5の項目に沿った内容について記載する。

ただし、武力攻撃事態や武力攻撃災害の状況等を踏まえ、緊急に作成する必要がある場合等については、当該状況に応じた項目とする。

表3-5 避難実施要領に定める事項

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	備考
避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項	要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位	避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、行政区、事業所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
	避難先	避難施設等の避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
	一時集合場所及び集合方法	避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の所在・施設等の名称及び住所を可能な限り具体的に明示するとともに、一時集合場所までの交通手段を記載する。
	集合に当たっての留意事項	一時集合場所への集合後における町内会等や近隣住民間で行う安否確認の方法、高齢者その他特に配慮を必要とする者への配慮事項等、一時集合場所への集合に当たって留意すべき事項等を記載する。
避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項	市職員、消防職員及び消防団員の配置等	避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、消防本部と調整の上、関係市職員、消防職員及び消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
避難の実施日時	一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等	一時集合場所への集合時刻及び一時集合場所からの避難開始時刻を可能な限り具体的に記載する。 一時集合場所からの避難手段、避難経路及び避難先地域における一時集合場所等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
その他、避難の実施に関し必要な事項	高齢者その他特に配慮を要する者への対応	高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。 誘導に際しては、高齢者等自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとするとともに、必要に応じ、民生委員、自主防災組織及び町内会等に対し、高齢者等の避難誘導の援助について協力を要請する。 医療機関、老人福祉施設、介護施設及び保育所その他自ら避難することが困難な者が入院、滞在等している施設については、県と調整のうえ、当該施設の入院者等の避難方法及び避難手段等について記載する。 また、当該施設管理者に対し、糖尿病患者等特殊な治療又は医薬品の投与等が必要な者に対する配慮事項について取りまとめた上で、一時集合場所において避難住民の誘導に係る職員に提出することに努めるよう要請する。

避難実施要領に定める事項	具体的項目（主なもの）	
	項目	備考
その他、避難の実施に関し必要な事項	要避難地域における残留者の確認	要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
	避難誘導中の食料等の支援	避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療及び情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。
	避難住民の携行品、服装	避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。 なお、NBC兵器による武力攻撃災害が発生した場合、マスク、手袋及びハンカチ等を持参し、皮膚の露出を避ける服装をするよう記載する。
	避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等	問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

(4) 国対策本部長による利用指針の調整

特定公共施設利用法第5、6条

ア 自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

イ アの場合、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

ア 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、避難の指示の伝達等に準じて住民及び関係のある公私の団体等に伝達する。この際、住民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。

イ 市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防本部消防長、警察署長及び自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

ウ 市長は、放送事業者等に対して、避難実施要領の内容を提供する。

5 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

ア 市長は、避難実施要領で定めるところにより、当該市の職員並びに消防団長を指揮し、又は、消防本部に避難住民の誘導を要請することにより、避難住民を誘導する。

なお、避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動及び救助・救急活動より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等特に必要があると認める場合は、広域消防組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することを求める。

イ 避難住民を誘導する場合、避難実施要領の内容に沿って、町内会、行政区、学校、事業所等を単位として行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

ウ 市長は、避難実施要領に基づき、避難経路の必要な場所に職員を配置し、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力が得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

エ 夜間における避難誘導においては、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の必要な場所に夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のために必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

ア 消防本部の活動

消防本部及び須賀川消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ当該活動に支障のない範囲で、市長が定める避難実施要領に基づき、必要な場所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な武力攻撃災害時要援護者の人員運送車両等による運送を行う等保有する装備を有効に活用し、避難住民の誘導を行うものとする。

市長から広域消防組合の管理者に対し、当該組合の消防長に対して必要な措置を講ずべきことを指示することの求めがあった場合は、市長の求めにより避難住民の誘導を行うものとする。

イ 消防団の活動

消防団は、市長の指揮により、消防本部及び須賀川消防署と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と協力し避難住民の誘導を行うとともに、武力攻撃災害時要援護者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

また、避難住民の誘導状況を勘案しつつ、避難住民の誘導に支障がない範囲で、

消防本部及び須賀川消防署と連携し、消火活動及び救助・救急活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、当該市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 市長は、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に、警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

ウ 市長は、避難住民の誘導において、現地における調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて第2編第2章の6に規定する現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

第70条

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民及び大規模事業所等の代表者等に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

第8、62条

ア 市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他必要な措置を行う。

イ 市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。この際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、市等の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者等への配慮

ア 市長は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等の避難を円滑に行うため、災害時への対応として作成する避難支援プランを活用し、武力攻撃災害時要援護者支援班を設置し、市社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がい者団体等と協力して、高齢者等への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

イ ゲリラや特殊部隊による武力攻撃に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いと予想されることから、時間的に余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わず要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(10) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、放送事業者等への情報提供、ホームページへの掲載等により、直ちに、住民等に周知徹底するよう努める。

また、他の道路管理者等から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの報告等があった場合についても、同様に周知を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

第63、67条

ア 市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

この場合、特に、県による医療救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

イ 市長は、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

ウ 市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の運送の求め等

第71、72条

ア 市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

イ 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

6 避難住民の復帰のための措置

(1) 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

第53条

市長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難措置の指示の

通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(2) 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

第55条

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、3に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

(3) 避難住民の復歸のための措置

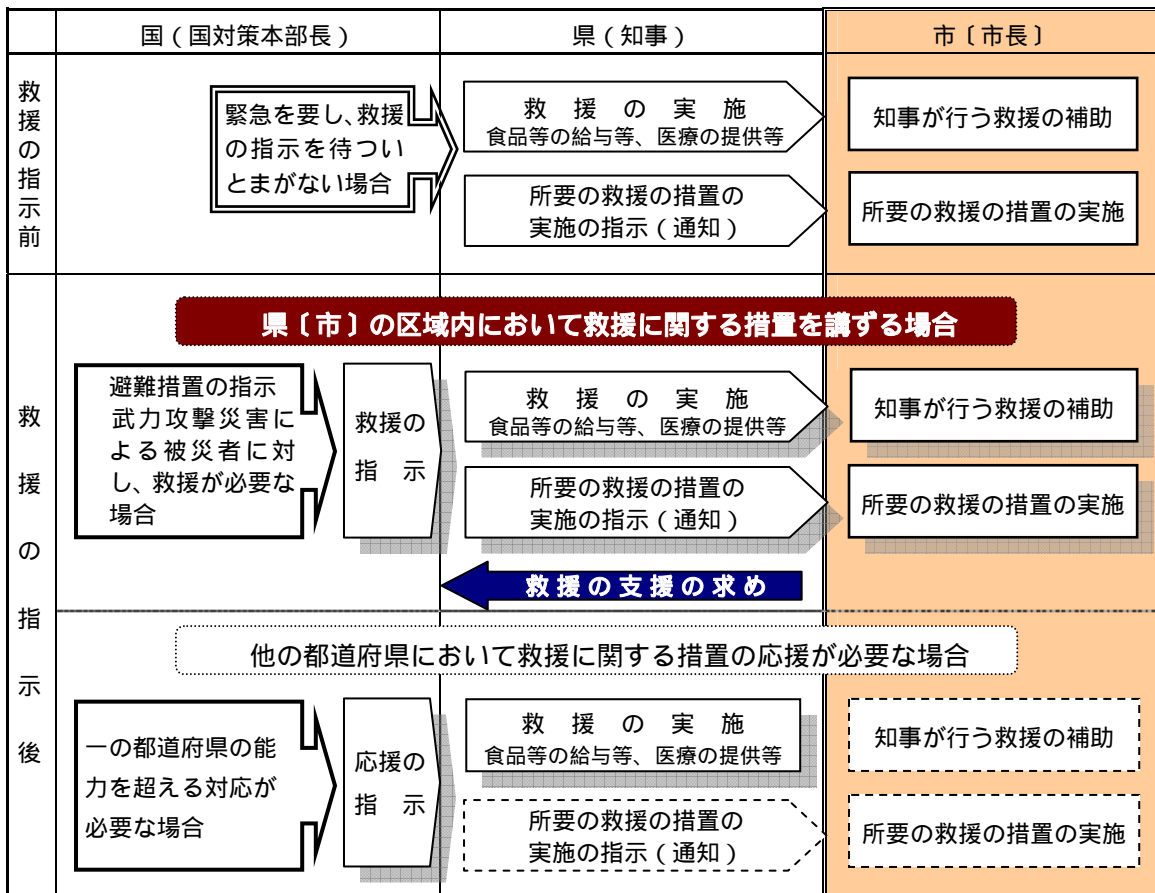
第55条

市長は、避難の指示が解除された場合、4の避難実施要領に準じて避難住民の復歸に関する要領を作成するとともに、5の避難誘導に準じて避難住民を復歸させるため必要な措置を講じる。

第5章 救援

市長は、避難住民の受入地域（避難先地域）等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するため、県が行う救援を補助するほか、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び県計画等に基づき救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

図3-8 救援に関する措置における国、県及び市の対応等



1 救援の実施

第76条

(1) 救援の実施

ア 市長は、知事から、第2編第2章で定めた救援の実施に関する事務の県との役割分担及び避難住民及び武力攻撃災害による被災者の状況等に基づき救援の実施に関する事務の一部について、実施すべき措置の内容及び当該事務を行うべき期間の通知があったときは、実施することとされた救援に関する措置を消防本部その他関係機関の協力を得て行う。

表3-6 市長が行う救援の実施に関する事務

市長が行う救援に関する措置の内容	備考
収容施設の供与	避難所（福祉避難所・長期避難住宅を除く。）の設置 （避難所における武力攻撃災害時要援護者班の設置）
食品・飲料水及び生活必需品等の給与・供給又は貸与	炊き出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 備蓄物資及び市が締結している協定等に基づく食品等の確保及び配分
（緊急物資の受入れ、配送）	県から配送される食品等の避難住民への配分
医療の提供及び助産	医療〔市が編成した医療救護班による医療の提供〕 助産
被災者の捜索及び救出	消防本部等と連携して対応
埋葬及び火葬	火葬は須賀川地方保健環境組合
武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	緊急に修理が必要な場合等に実施
学用品の給与	市立学校への給与
死体の捜索及び処理	死体の捜索については、消防本部等と連携して対応
武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	土木・建設事業者等への協力要請

注．市は、表中の措置のうち、知事から実施すべき措置として通知があった事務について、措置を行う。

イ 市長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事からアの通知以外に、市長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当該事務を行う。

- 救援への協力（国民保護法第80条）
- 物資の売渡しの要請等（同法第81条）
- 土地等の使用（同法第82条）
- 公用令書の交付（同法第83条）
- 立入検査等（同法第84条）
- 医療の実施の要請等（同法第85条）

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

第18条

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

第29条

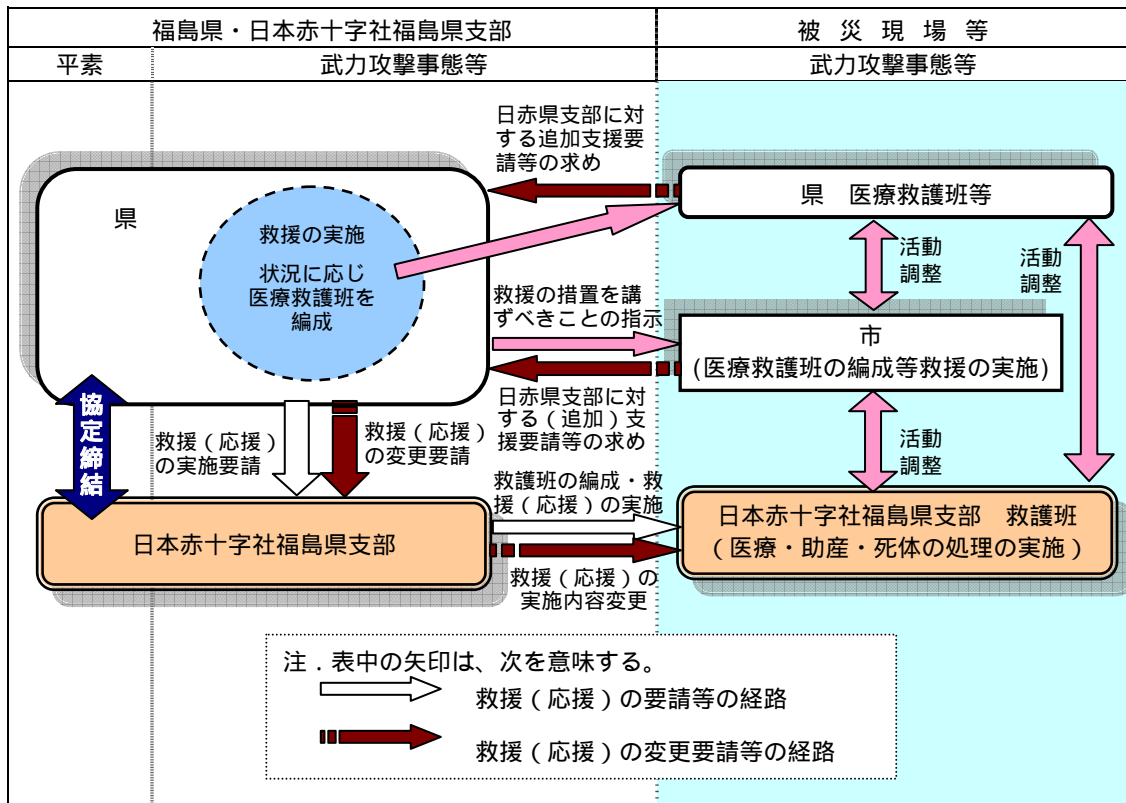
市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社福島県支部との連携

第77条

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

図3-9 救援の実施に係る日本赤十字社福島県支部との関係（医療救護活動）



(4) 緊急物資の運送の求め

第79条

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

第75条

(1) 救援の基準等

ア 市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。)及び県計画に基づき救援の措置を行う。

イ 市長は、「救援の程度及び方法の基準」に規定される救援の程度及び方法によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、当該基準第1条第3項に基づき厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、県から提供を受けることなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、知事が実施する救援に関する措置の補助を行なうとともに、知事から所要の救援の実施の指示の通知があった場合、自ら救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC兵器による攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県計画第3編第5章第4節に係る事項に留意する。

第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

第94条

(1) 安否情報の収集

ア 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、消防本部及び県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

市が、安否情報を収集する場合、安否情報省令第1条に規定する「安否情報収集様式（様式第1号、第2号）」とするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」によるものとする。

イ 安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

ア 市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

イ アの場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

第94条

市は、県に対し安否情報の報告を行うに当たっては、様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、原則として、電子メールにより送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、電話等により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書(様式第4号)」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合、次の方法により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認められる場合には、安否情報省令第4条に規定する「安否情報回答書(様式第5号)」により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する

市対策本部等対応窓口への様式第4号による照会

運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住基カード等により本人確認等を行う

電話、ファックス、電子メール等による照会

市長が適当と認める方法により本人確認を行う

イ 市は、安否情報の照会に係る者の安否情報の開示についての同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときにおいて、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報の項目を様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った担当者、回答相手の氏名及び連絡先等を把握し、様式第3号の備考欄に記載する。

(3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応

市は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受け付け回答する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に対し周知徹底を図るとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要

な情報の回答については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力等

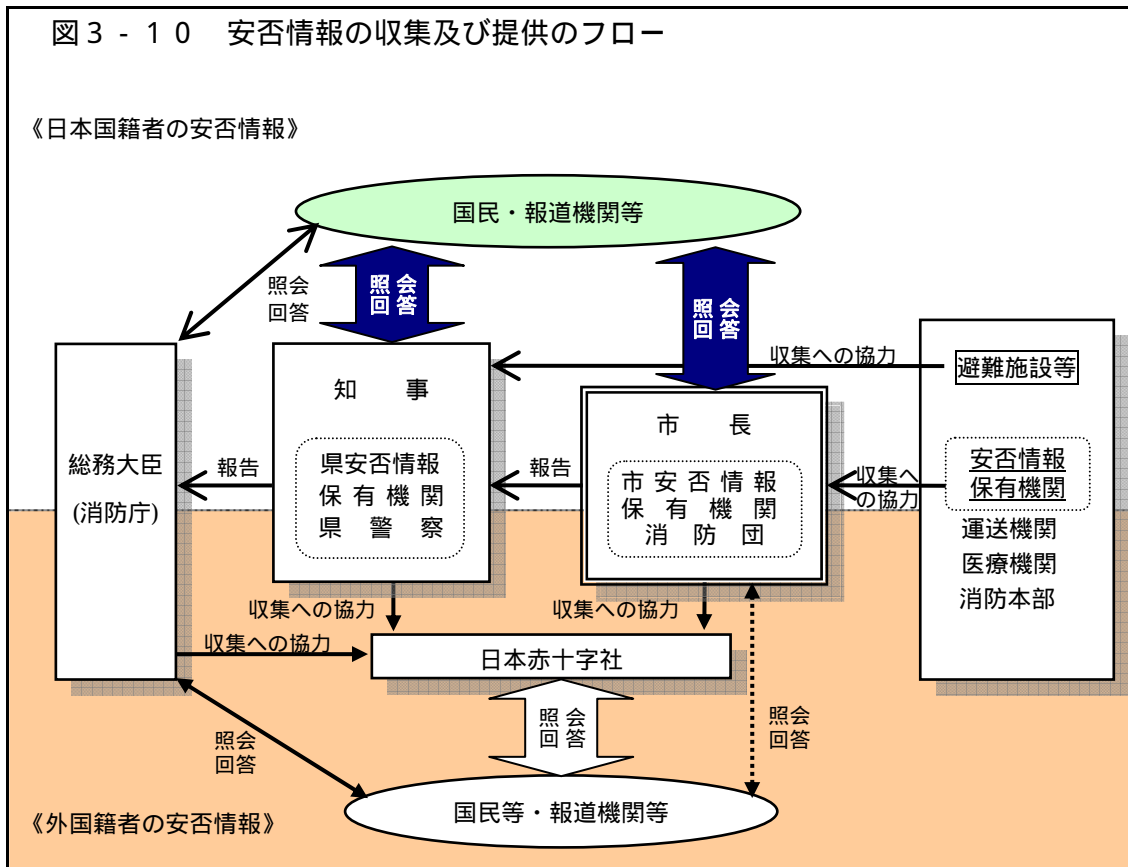
第96条

(1) 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人（外国籍の者。以下同じ。）に関する安否情報を個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。

(2) 外国人に関する安否情報の提供

市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、当該情報の提供に当たっても、3の(2)及び(4)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報を提供する。



第7章 武力攻撃災害への対処

図3-11 武力攻撃災害への対処に関する措置における国、県及び市の対応等

	国	県(知事)	市(市長)	関係機関等
対処一般	対策本部長 対処措置の指示 措置の求め 内閣総理大臣 関係大臣を指揮した 対処措置	対処措置	対処措置(消防含む)	
兆候の通報		通知 対処の必要がある場合 関係機関に通知	市長 通知 消防吏員 通報	武力攻撃災害の兆候の発見者 通報
生活関連等施設の安全確保	指定行政機関の長等 生活関連等施設の安全確保のための必要な措置の要請 管理施設の安全確保 内閣総理大臣 関係大臣を指揮した 施設の安全確保措置	管理施設の安全確保 立入制限区域の指定等(県公安委員会等)	管理施設の安全確保	施設管理者 管理施設の安全確保
危険物質等に係る武力攻撃災害の防止	指定行政機関の長等 災害発生防止措置 危険物質等の取扱所の警備強化の求め 危険物質等の取扱所の使用の一時停止・制限等の命令、報告の求め	災害発生防止措置	災害発生防止措置	危険物質等を取り扱う者
汚染の拡大の防止	内閣総理大臣 関係大臣を指揮した 汚染拡大防止の措置 汚染拡大防止の協力要請	知事 汚染拡大防止措置 協力要請	市長・消防本部消防長 汚染拡大防止措置	市長等から要請があった場合等については、警察署長等は、事前措置の指示、応急公用負担等の措置を行うことができることとされている。
その他	緊急の場合や市長等から要請があった場合、警察官は、警戒区域の設定を行うことができることとされている。	事前措置の指示 応急公用負担等の措置 警戒区域の設定	応急公用負担等の措置 警戒区域の設定	設備・物件の占有者、所有者、管理者等

注：緊急通報の発令及び退避の指示については、第4章図3-5に記載。

第1 武力攻撃災害への対処

市は、市の区域に係る武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、消防本部、国及び県等の関係機関と協力して武力攻撃災害への対処に関する措置を実施しなければならないことから、武力攻撃災害への対処に関する基本的な考え方等について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

第97条

市長は、消防本部、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC兵器による攻撃に伴い武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、武力攻撃災害が大規模であり、又は、その性質が特殊であることなどの理由により、市長が、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

第22条

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

第98条

(1) 市長への通報

消防本部の消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や鉄道、電気・通信施設等ライフラインの破壊、堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官から通報を受けた場合において、関係機関からの協力を得つつ、可能な限り当該兆候について情報を収集し、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を行うことが必要であることから、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

第112条

(1) 退避の指示

ア 市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

なお、退避の指示に当たっては、消防本部に対し、消防車両等を利用した住民への退避の指示の伝達、退避する住民の誘導等について協力を要請する。

イ 市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるときには、「屋内への退避」を指示する。

なお、「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

NBC兵器による攻撃や武力攻撃原子力災害と考えられるような場合において、住民が防護手段を有しておらず、移動するよりも外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと判断されるとき

敵のゲリラや特殊部隊等が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるとき

ウ アの場合、退避の指示に際し、必要により、第2編第2章6に定める現地調整所を設け、又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

イ 退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合もアと同様に伝達等を行う。

ウ 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

- ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。
- イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて消防本部、県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。
- ウ 市長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う市職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

【参考4 退避の指示等について】

1 退避の指示

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に逃れさせるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

2 警戒区域の設定との相違

警戒区域の設定とは、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

2 警戒区域の設定

第114条

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防本部、県警察及び自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえ、必要に応じ、警戒区域の範囲の変更等を

行う。

イ N B C兵器による攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 市長は、警戒区域の設定等に当たっては、次の措置を行う。

ロープ、標示板等により区域を明示するとともに広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知する。

武力攻撃災害への対処に関する措置に従事する者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察及び消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域の設定に伴う必要な活動についての調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、1の退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

第111条

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、当該災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

第113条

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管。）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

消防組織法第6条ほか

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報の提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

第97条ほか

ア 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

イ アの場合、消防本部及び須賀川消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処措置を行うものとする。

また、消防団は、消防本部消防長又は須賀川消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

消防組織法第21条

ア 市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

イ 市長は、当該市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、消防本部に対し、他の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に福島県広域消防相互応援協定（平成9年12月26日締結）に基づく応援の要請を行うよう求める。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

消防組織法第24条の3、4ほか

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）及び緊急消防援助隊運用要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号）に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

消防組織法第24条の6ほか

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から消防相互応援協定等に基づく応援要請があった場

合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部に対し、消防の応援出動等を要請するなど必要な措置を行うものとする。

(7) 医療機関等との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、県（県中保健福祉事務所）、須賀川医師会、最寄りの災害医療センター等の医療機関及び日本赤十字社福島県支部等と緊密に連携した上で活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、県警察及び消防本部等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ アの場合、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県（県中地方振興局、県中保健福祉事務所）県警察及び自衛隊（国民保護等派遣要請後に限る。）等と共に現地調整所を設置し、各機関における情報の共有、連絡調整を行うとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要となる情報収集等の措置を行う。

第119、120条

ウ 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、被災現場等において消防本部と連携するとともに施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲において、消防本部の支援等の活動を行う。

第158条

オ 市長、消防本部消防長又は水防管理者は、被災現場等で活動する消防職団員、水防団員等に対し、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設等における武力攻撃災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設については、国の方針に基づき対処措置を行うことになるため、国、県その他の関係機関と連携して行う市の対処に関する事項について、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

第102条

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市の区域内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な範囲で必要な支援を行うものとする。また、自ら支援を行う必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

ア 市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

イ アの場合、市長は、必要に応じ、県警察、消防本部その他の行政機関に対し、支援を求める。

ウ 市長は、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考として、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、市が、一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止及び防除

第103条

(1) 危険物質等に関する措置命令

ア 広域消防組合の管理者は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

なお、避難住民の運送などの国民保護措置の実施に当たって当該物質等が必要となる場合は、市対策本部は関係機関と所要の調整を行う。

イ 危険物質等について広域消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置は表3-7のとおり。

表3 - 7

危険物質等について広域消防組合の管理者が命ずることができる対象及び措置

対 象	措 置 の 内 容
1 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）	危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 広域消防組合の管理者は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるものとする。

イ 広域消防組合の管理者は、表3 - 7の から の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めるものとする。

第4 N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

市は、N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害等への対処

市は、N B C兵器による攻撃に伴う汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 発生原因が特定できないがN B C兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）

市は、N B C兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりN B C兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県N B C災害等対処現地関係機関連携指針（以下「県N B C災害等連携指針」という。）に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

ア 市は、N B C兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県N B C災害等連携指針」に定めるとおり、消防本部、（県中地方振興局及び県中保健福祉事務所）県警察（以下「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。

イ 市は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県（県民安全領域及び地方振興局）に連絡する。

ウ 市は、現地対応機関等から収集した、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、須賀川医師会、市の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報を提供するとともに、市地域防災計画（災害広報計画）で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。

また、市は、事態の状況等に応じ、第1章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2) 応急措置等の実施

ア N B C兵器による攻撃が行われたと特定された場合における対応

市長は、被災現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、第2に定める退避を指示する。また、N B C兵器による攻撃に伴う汚染の拡大を防止するため必要があると認めるとき

は、警戒区域の設定を行う。

市は、必要に応じ、県（県中保健福祉事務所）と調整の上、医療救護班の派遣及び被災現場等への医療救護所の設置を求める。

消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うものとする。

イ 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階における対応

市は、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、市地域防災計画（災害応急対策計画）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置の実施を求めるとともに、自らも当該計画等に基づく、又は、準じた応急措置を行う。

また、消防機関は、消防法、消防組織法及び市地域防災計画（災害応急対策計画）及び県NBC災害等連携指針等に規定される、又は、準じた応急措置を行うものとする。

市の医療救護班の設置等については、アの 及び に準じて行うものとする。

及び の場合、市は、現地対応機関等の職員等が行う応急措置について安全の確保に十分配慮する。

(3) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

ア 市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊及び医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

イ アの場合、市長は、自らの判断により、又は、関係機関からの要請により、必要に応じ、県NBC災害等連携指針に規定する現地調整所を設置し、若しくは、他の現地対応機関が現地調整所を設置した場合には、当該機関以外の現地対応機関に現地調整所の設置について伝達するとともに当該調整所に職員を派遣し、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、現地調整所から最新の情報についての報告を受け、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC兵器による攻撃により放射性物質等による汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講

ずる。

ア 核物質又は核兵器による攻撃の場合

市は、核物質等による攻撃による武力攻撃災害が発生した場合、国対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報について、県に対し直ちに報告する。

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

市は、県（県中保健福祉事務所）が行う消毒等の措置を県警察等の関係機関と協力して実施する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 市長及び広域消防組合の管理者の権限

第107、108条

ア 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部及び県警察等の関係機関と調整しつつ表3-8に掲げる権限を行使する。

市長は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う職員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は航空機に立ち入らせることができる。

表3-8 放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る市長等の権限等

	対象物件等	措置	措置の実施（権限の行使）に伴う手続
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄	措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（対象物件の占有者、管理者等）に通知する。 1．当該措置を講ずる旨 2．当該措置を講ずる理由 3．当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止	
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止	

4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄	4．当該措置を講ずる時期 5．当該措置の内容
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖	適当な場所に次に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断	1．当該措置を講ずる旨 2．当該措置を講ずる理由 3．当該措置の対象となる建物又は場所 4．当該措置を講ずる時期 5．当該措置の内容

イ 広域消防組合の管理者の権限

広域消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、市及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表3-8に掲げる権限を行使することができることとされている。

広域消防組合の管理者は、放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る措置を行うために必要があると認めるときは、当該措置を行う消防吏員等に、資料編に定める証明書を携帯させた上で、他人の土地、建物その他の工作物又は航空機に立ち入らせることができるとされている。

(7) 要員の安全の確保

ア 市長は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急措置を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮する。

イ 広域消防組合の管理者は、NBC兵器による攻撃を受けた場合、現地調整所や県から積極的に武力攻撃災害の状況等に関する情報を収集し、応急措置を講ずる要員に当該情報を速やかに提供することなどにより、要員の安全の確保に配慮するものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

市及び消防本部は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 市等による被災情報の収集及び報告

(1) 被災情報の収集

第126条

ア 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

イ 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。

(2) 被災情報の報告

第127条

ア 消防本部は、収集した被災情報について、市、県〔県民安全領域及び地方振興局（県民等保護対策本部設置後は、県民等保護対策本部及び県民等保護地方対策本部等）をいう。以下この章において同じ。〕及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により30分以内に被災情報の第一報を報告するものとする。

イ 消防本部は、第一報を市、県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により県〔県民安全領域（県民等保護対策本部）〕が指定する時間に県に対し報告するものとする。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、消防本部消防長が必要と判断した場合は、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、市、県及び消防庁に報告するものとする。

ウ 市は、収集した被災情報について、県県民安全領域（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により報告を行うことを基本とするが、併せて県地方振興局（県民等保護地方対策本部等）にも報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

ア 市は、避難先地域において、県及び須賀川医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

イ アの場合、高齢者、障がい者、乳幼児及び妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び須賀川医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。

イ 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は、不足すると予想される場合については、県をはじめ他の水道事業者や工事業者等に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

第75条、水道法第40条

(5) 栄養指導対策

市は、避難住民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

第124条

ア 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清

掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、「市災害廃棄物処理計画」に基づいて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。

イ 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村等への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

第129条

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

第75、76条

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際において、必要に応じ、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

第162、163条

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を被災状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

第134条

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

第137条

河川管理施設、道路等の管理者である市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

第158条

市は、武力攻撃事態において、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）に規定する特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。

(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号 内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

(1) 市長

ア 市の職員（水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防団長及び消防団員

ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防本部消防長

ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者

イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、消防本部及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び県等が交付し、医療機関者が使用する赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努めることとされている。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備、住民等の生活に密接な関係のある施設及び設備に武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

第139条

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

ア 市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生し、その使用に障害が生じた場合には、他の通信手段により関係機関との連絡を行うとともに保安要員により速やかな復旧措置を講ずる。

イ アにより復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 知事等に対する支援要請

第140条

市長は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、知事等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

第139条

(1) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理等している道路等の施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

第141条

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、住民生活との関連が大きい施設を優先に、迅速に復旧を行う。

また、市は、(1)の法制の整備後等において、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

第168、169条

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

第167条

市長が、知事から国民保護法第76条第1項に基づく、救援に関する措置を講ずべきことの指示を受け、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行った場合、知事に対し当該事務の実施に要した費用の請求を行なう。

(3) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

第159条

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

この場合、損失の補償を受けようとする者は、損失補償申請書を市長に提出するものとし、市長は、保証すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には保証の額を決定し、申請した者に通知する。

(2) 損害補償

第160条

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

この場合の申請、決定、通知の手続きは(1)と同様に行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

第161条

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

ア 市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

イ 市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による武力攻撃と類似の事態が想定されるため、市緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、次の事項を除き原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

国対策本部長に対する総合調整の要請（第3編第2章の2(2)のイ） **第29、183条**

警報の通知及び伝達（第3編第4章第1の1～3） **第44～51条、基本指針**

特殊標章等の交付及び管理（第3編第11章） **第158条**

ウ イの場合、第1編から第4編までの用語は、表5-1のとおり読替えるものとする。 **第183条ほか**

表5-1 緊急処理事態における用語の読替え

該当箇所	武力攻撃事態等（第1～4編）	緊急処理事態における読替え
全 般	武力攻撃	緊急処理事態における攻撃
	武力攻撃事態等	緊急処理事態
	武力攻撃災害	緊急処理事態における災害
	国民保護措置 （国民の保護のための措置）	緊急対処保護措置
	市国民保護（現地）対策本部（長）	市緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	県国民保護（現地）対策本部（長）	県緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	国武力攻撃事態（現地）対策本部（長）	国緊急処理事態（現地）対策本部（長）
	武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針（対処基本方針）	緊急処理事態対処方針
第3編 第4章	武力攻撃災害緊急通報	緊急処理事態における災害における緊急通報

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

第44～51条、基本指針

ア 緊急処理事態においては、国緊急処理事態対策本部長により、攻撃の被害又はそ

の影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

イ 緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

参考 関係法令等、用語等の解説

1 関係法令等

(1) 法令・通達等

法令等の略称等	法 令 等 名
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年6月18日法律第112号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年9月15日政令第275号)
市町村の国民保護等の推進に当たっての留意点	市町村の国民保護及び関連する防災施策の推進に当たっての留意点について (平成18年3月17日付け消防第98号、消防国第7号、消防運第7号、消防情第68号消防庁国民保護・防災部長通知)
消防機関における留意事項	消防機関における国民保護措置上の留意事項等について(平成18年1月31日付け消防第7号、消防第43号、消防運第2号消防庁消防・救急課長、防災課長、国民保護運用室長通知)
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年9月17日厚生労働省告示第343号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令 (平成18年3月31日総務省令第50号)
安否情報の収集等の留意事項	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(平成18年4月3日付け消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知)
安全確保の留意点	生活関連等施設的安全確保の留意点 〔平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付参事官通知〕
動物の保護等に関する基本的考え方	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課)
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年6月13日政令第252号)
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(平成16年9月3日条約第12号)
赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 〔平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知〕

参 考

法令等の略称等	法 令 等 名
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 114 号)
災害対策基本法	災害対策基本法 (昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)
災害対策基本法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号)
災害対策基本法施行規則	災害対策基本法施行規則 (昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号)
災害救助法	災害救助法 (昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)
災害救助法施行令	災害救助法施行令 (昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号)
災害救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和 22 年 10 月 30 日総理府令、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号)
災害救助事務取扱要領	災害救助事務取扱要領 (厚生労働省社会・援護局保護課災害救助対策室)
災害時要援護者の避難支援ガイドライン	災害時要援護者の避難支援ガイドライン[平成 18 年 3 月 28 日災害時要援護者の避難対策に関する検討会 (内閣府)]
原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号)
原子力災害対策特別措置法施行令	原子力災害対策特別措置法施行令 (平成 12 年 4 月 5 日政令第 195 号)
原子力災害対策特別措置法施行規則	原子力災害対策特別措置法施行規則 (平成 12 年 4 月 5 日総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号)
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法 (昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号)
石油コンビナート等災害防止法施行令	石油コンビナート等災害防止法施行令 (昭和 51 年 5 月 31 日政令第 129 号)
消防法	消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
消防組織法	消防組織法 (昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)
火災・災害等即報要領	火災・災害等即報要領 (昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)

(2) 条例・規則等

条例等の略称等	条 例 等 名
市国民保護協議会条例	須賀川市国民保護協議会条例 (平成 18 年 3 月 27 日条例第 10 号)
市長等の給与条例	市長等の給与及び旅費に関する条例 (昭和 41 年 7 月 1 日条例第 21 号)

参 考

条例等の略称等	条 例 等 名
市対策本部条例	須賀川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (平成18年3月27日条例第11号)
給与条例	職員の給与に関する条例(昭和41年3月25日条例第4号)
個人情報保護条例	須賀川市個人情報保護条例(平成10年6月24日条例第17号)
文書取扱規程	須賀川市文書取扱規程(平成2年3月27日訓令第2号)

(3) 計画等

計画等の略称等	条 例 等 名
市国民保護計画	須賀川市の国民の保護に関する計画。 市長が、県計画に基づき作成する市の国民の保護に関する計画をいう。 市国民保護計画には、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等を定める。 (国民保護法第35条関係)
市地域防災計画	須賀川市地域防災計画。 市防災会議が、防災基本計画に基づき作成する市の地域に係る市地域防災計画をいう。 (災害対策基本法第2条第1項第10号、第42条関係)
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)。 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めたものをいう。基本指針には、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、都道府県の国民保護計画の作成並びに国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項等を定めている。 (国民保護法第32条関係)
県計画	福島県の国民の保護に関する計画(平成18年3月31日閣議決定)。 福島県知事が、基本指針に基づき作成した都道府県の国民の保護に関する計画をいう。県計画には、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。(国民保護法第34条関係)
県石油コンビナート等防災計画	福島県石油コンビナート等防災計画 (石油コンビナート等災害防止法第31条関係)
県NBC災害等連携指針	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 (平成17年度福島県生活環境部)
県災害救急医療マニュアル	福島県災害救急医療マニュアル(平成9年福島県保健福祉部)
県緊急被ばく医療活動マニュアル	福島県緊急被ばく医療活動マニュアル(平成16年度福島県保健福祉部)
県感染症予防計画	福島県感染症予防計画(平成16年度福島県保健福祉部)

参 考

2 用語等

当該計画における主な用語の意味は、次のとおりとする。

なお、緊急処理事態において読替える用語は、【 】書きとしている。

(1) 関係機関等

用 語	意 味
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第2条第4号関係) 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局〔内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。〕その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第2条第5号関係)
指定公共機関	独立行政法人〔独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。〕、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。(事態対処法第2条第6号関係)
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社〔地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。〕その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人〔地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。〕で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。 (国民保護法第2条第2項関係)
国対策本部	対処基本方針等が定められたときに内閣総理大臣が、当該対処基本方針等に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部【緊急処理事態対策本部】をいう。(事態対処法第10条、第26条関係)
県対策本部	都道府県国民保護対策本部【都道府県緊急処理事態対策本部】として設置する福島県民等保護対策本部【福島県緊急処理事態対策本部】をいう。(国民保護法第27条、第183条、福島県民等保護対策本部及び福島県緊急処理事態対策本部条例関係)
市対策本部	須賀川市国民保護対策本部【須賀川市緊急処理事態対策本部】をいう。 (国民保護法第27条、第183条、市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部条例関係)

参 考

用 語	意 味
市国民保護協議会	<p>須賀川市国民保護協議会をいう。市国民保護協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長の諮問に応じて市の区域に係る国民保護措置等に関する重要事項を審議すること 2 1の重要事項に関し、市に意見を述べること <p>(国民保護法第39条及び須賀川市国民保護協議会条例関係)</p>
消防機関	<p>消防組織法第9条に掲げる消防本部、消防署及び消防団をいう。</p>
消防本部 (消防組合)	<p>消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合をいう。</p>
緊急消防援助隊	<p>消防庁長官の以下の1～3による求めに応じ、又は、4による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村に対する消防の応援等に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。 2 消防庁長官は、1の場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、1の要請を待ついとまがないと認められるときは、1の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。 4 消防庁長官は、1又は2の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。 5 消防庁長官は、1、2又は3の場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、又は、毒性物質の発散その他緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。 <p>(消防組織法第24条の4ほか)</p>
自主防災組織	<p>住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織をいう。</p> <p>(災害対策基本法第5条第2項関係)</p>

(2) 関係用語

用 語	意 味
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。(事態対処法第2条第1号関係)
緊急対処事態における攻撃	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為をいう。(事態対処法第25条第1項、国民保護法第172条関係)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第2号関係)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号関係)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。(事態対処法第1条関係)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものをいう。(事態対処法第25条第1項、国民保護法第172条関係)
NBC攻撃	核兵器及び生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう(基本指針)。また、NBCテロとは、核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)又は化学剤(Chemical)若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう(「NBCテロ対策の推進について」平成13年4月18日付け内閣官房副長官補付(安全保障、危機管理担当)通知)。
ダーティボム(汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。(基本指針)
対処基本方針等【緊急対処事態対処方針】	武力攻撃事態等【緊急対処事態】に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針【緊急対処事態に関する対処方針】で、次の事項を定める。(事態対処法第9条第1、2項、第25条第1、2項関係) 1. 武力攻撃事態であること、又は、武力攻撃予測事態であること【緊急対処事態であること】の認定及び当該認定の前提となった事実 2. 当該武力攻撃事態等【緊急対処事態】への対処に関する全般的な方針 3. 対処措置【緊急対処措置】に関する重要事項
対処措置【緊急対処措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。(事態対処法第2条第7号、第25条第3項関係) 1. 武力攻撃事態等【緊急対処事態】を終結させるためにその推移に応じて実施する措置 2. 武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等【緊急対処事態】の推移に応じて実施する措置

用 語	意 味
国民保護措置 【緊急対処保護措置】	<p>対処基本方針【緊急処理事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護のための措置【事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる緊急対処保護措置】。</p> <p>なお、事態対処法第 22 条第 1 号へ【同法第 25 条第 3 項第 2 号】に掲げる措置にあっては、対処基本方針【緊急処理事態対処方針】が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。</p> <p>(国民保護法第 2 条第 3 項、第 172 条第 1 項関係)</p>
要避難地域	住民の避難が必要な地域。(国民保護法 52 条第 2 項第 1 号関係)
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)(国民保護法 52 条第 2 項第 2 号関係)
受入地域	避難住民を受け入れるべき地域(国民保護法 58 条第 3 項関係)
避難	対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等(屋内避難を含む。)に逃がすこと。(国民保護法第 52 条、第 54 条関係)
退避	避難の指示が発令される前の時点で、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃れること。(国民保護法第 112 条関係)
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置等の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。(国民保護法第 79 条第 1 項関係)
緊急輸送路	<p>県が、県機関、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第 2 章)</p> <p>緊急輸送路には、路線の確保する順位から以下の 3 つに区分される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 次確保路線 県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 2 第 2 次確保路線 県地方対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 3 第 3 次確保路線 第 1 次、第 2 次確保路線以外の緊急輸送路。
広域陸上輸送拠点	他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として各地方振興局管内ごとに広域陸上輸送拠点を指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第 2 章)
中継施設	<p>避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した施設をいう。</p> <p>(県計画)</p>

参 考

用 語	意 味
緊急通行車両	<p>国民保護法施行令第39条で準用する災害対策基本法施行令第32条の2に規定される緊急通行車両をいう。緊急通行車両は、次の車両であり、うち後者については、当該車両の使用者の知事又は県公安委員会に対する届出により、災害対策基本法施行細則第6条の定め例による様式の標章及び証明書が交付される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 2 住民の避難、緊急物資の運送その他国民保護措置を実施するため運転中の車両 <p>（国民保護法第155条、災害対策基本法第76条第1項ほか）</p>
避難施設	<p>住民を避難させ、又は、避難住民等の救援を行うため、国民保護法政令で定める基準を満たす施設をいう。避難施設はあらかじめ知事が指定する。（国民保護法第148条第1項関係）</p> <p>国民保護法施行令第35条第1項に避難施設の基準として、公共施設又は公益的施設である 学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設、多数の避難住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等の救援に活用できる公園、広場などの施設、 都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等と規定される。</p> <p>県計画においては、法令の避難施設の概念について、運用上、狭義の「避難施設」「福祉避難所」「一時集合場所」に区分し記述している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設（狭義） <p>法令上の「避難施設」のうち、学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設及び都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等をいう（福祉避難所を除く。）。</p> ○ 福祉避難所 <p>法令上の「避難施設」のうち、高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。（救援の程度及び基準第2条関係）</p> <p>なお、厚生労働省と協議した上で選定する、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の中で避難所として借上げ可能な施設を「借上げ避難施設」という。</p> ○ 一時集合場所 <p>法令上の「避難施設」のうち、避難住民の誘導や運送の拠点となる場所で、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能な駐車場のある公園、広場、駐車場等の公共施設であって、状況によっては、住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等救援に活用できるものをいう。</p>
安否情報	<p>避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。（国民保護法第94条第1項関係）</p>

参 考

用 語	意 味
武力攻撃災害 【緊急対処事態における災害】	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害】をいう。(国民保護法第2条4項、第183条関係)
武力攻撃原子力災害【緊急対処事態における攻撃による原子力災害】	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害】をいう。(国民保護法第105条第7項第1号、第183条関係)
応急対策実施区域	武力攻撃原子力災害等の発生又はその拡大を防止するための応急の対策(「応急対策」という。)を実施すべき区域をいう。(国民保護法第105条第7項第1号関係)
現地調整所	武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動についての協議、調整を行う場をいう。原則として、武力攻撃災害等の対処についての協議・調整の必要を認めた市町村現地指揮責任者が、その都度、集合場所を指定のうえ、招集するものとする。(県計画、県NBC災害等連携指針)
生活関連等施設	次に掲げる施設で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第102条第1項関係) 1. 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設 2. その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第103条第1項関係)
国民保護等派遣	知事が、県の区域における国民保護措置等(治安の維持に係るものを除く。)を円滑に実施するため、自衛隊法第8条に定める自衛隊の部隊等の派遣を要請することができることをいう。(自衛隊法第77条の4関係)
赤十字標章等	第一追加議定書(千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)をいう。)第8条(m)の特殊信号又は第一追加議定書第18条3の身分証明書及び白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。(国民保護法第157条第1、2項関係)
特殊標章等	第一追加議定書第66条3の国際的な特殊標章又は同条3の身分証明書をいう。(国民保護法第158条第1項関係)
トリアージ	災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重傷・中等症・軽症を区分できるラベル(トリアージ-タグ)を、負傷者の手首などに巻き付ける。限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。(三省堂「デイリー新語辞典」)

参考 関係法令等、用語等の解説

1 関係法令等

(1) 法令・通達等

法令等の略称等	法 令 等 名
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成16年6月18日法律第112号)
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令 (平成16年9月15日政令第275号)
市町村の国民保護等の推進に当たっての留意点	市町村の国民保護及び関連する防災施策の推進に当たっての留意点について (平成18年3月17日付け消防第98号、消防国第7号、消防運第7号、消防情第68号消防庁国民保護・防災部長通知)
消防機関における留意事項	消防機関における国民保護措置上の留意事項等について(平成18年1月31日付け消防第7号、消防第43号、消防運第2号消防庁消防・救急課長、防災課長、国民保護運用室長通知)
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成16年9月17日厚生労働省告示第343号)
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令 (平成18年3月31日総務省令第50号)
安否情報の収集等の留意事項	武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令の一部を改正する省令」の施行並びに安否情報の収集及び回答に係る留意事項等について(平成18年4月3日付け消防国第13号消防庁国民保護・防災部長通知)
安全確保の留意点	生活関連等施設的安全確保の留意点 〔平成17年8月29日付け閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付参事官通知〕
動物の保護等に関する基本的考え方	動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課)
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)
事態対処法施行令	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年6月13日政令第252号)
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)(平成16年9月3日条約第12号)
赤十字標章等に係る事務運用ガイドライン	赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 〔平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知〕

参 考

法令等の略称等	法 令 等 名
特定公共施設利用法	武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律 (平成 16 年 6 月 18 日法律第 114 号)
災害対策基本法	災害対策基本法 (昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号)
災害対策基本法施行令	災害対策基本法施行令 (昭和 37 年 7 月 9 日政令第 288 号)
災害対策基本法施行規則	災害対策基本法施行規則 (昭和 37 年 9 月 21 日総理府令第 52 号)
災害救助法	災害救助法 (昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)
災害救助法施行令	災害救助法施行令 (昭和 22 年 10 月 30 日政令第 225 号)
災害救助法施行規則	災害救助法施行規則 (昭和 22 年 10 月 30 日総理府令、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号)
災害救助事務取扱要領	災害救助事務取扱要領 (厚生労働省社会・援護局保護課災害救助対策室)
災害時要援護者の避難支援ガイドライン	災害時要援護者の避難支援ガイドライン〔平成 18 年 3 月 28 日災害時要援護者の避難対策に関する検討会 (内閣府)〕
原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法 (平成 11 年 12 月 17 日法律第 156 号)
原子力災害対策特別措置法施行令	原子力災害対策特別措置法施行令 (平成 12 年 4 月 5 日政令第 195 号)
原子力災害対策特別措置法施行規則	原子力災害対策特別措置法施行規則 (平成 12 年 4 月 5 日総理府・通商産業省・運輸省令第 2 号)
石油コンビナート等災害防止法	石油コンビナート等災害防止法 (昭和 50 年 12 月 17 日法律第 84 号)
石油コンビナート等災害防止法施行令	石油コンビナート等災害防止法施行令 (昭和 51 年 5 月 31 日政令第 129 号)
消防法	消防法 (昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)
消防組織法	消防組織法 (昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号)
火災・災害等即報要領	火災・災害等即報要領 (昭和 59 年 10 月 15 日付け消防災第 267 号消防庁長官通知)
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)

(2) 条例・規則等

条例等の略称等	条 例 等 名
市国民保護協議会条例	須賀川市国民保護協議会条例 (平成 18 年 3 月 27 日条例第 10 号)
市長等の給与条例	市長等の給与及び旅費に関する条例 (昭和 41 年 7 月 1 日条例第 21 号)

参 考

条例等の略称等	条 例 等 名
市対策本部条例	須賀川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (平成18年3月27日条例第11号)
給与条例	職員の給与に関する条例(昭和41年3月25日条例第4号)
個人情報保護条例	須賀川市個人情報保護条例(平成10年6月24日条例第17号)
文書取扱規程	須賀川市文書取扱規程(平成2年3月27日訓令第2号)

(3) 計画等

計画等の略称等	条 例 等 名
市国民保護計画	須賀川市の国民の保護に関する計画。 市長が、県計画に基づき作成する市の国民の保護に関する計画をいう。 市国民保護計画には、市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等を定める。 (国民保護法第35条関係)
市地域防災計画	須賀川市地域防災計画。 市防災会議が、防災基本計画に基づき作成する市の地域に係る市地域防災計画をいう。 (災害対策基本法第2条第1項第10号、第42条関係)
基本指針	国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)。 政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民保護措置の実施に関し、あらかじめ定めたものをいう。基本指針には、国民保護措置の実施に関する基本的な方針、都道府県の国民保護計画の作成並びに国民保護措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する事項、都道府県対策本部又は市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の方針に関する事項等を定めている。 (国民保護法第32条関係)
県計画	福島県の国民の保護に関する計画(平成18年3月31日閣議決定)。 福島県知事が、基本指針に基づき作成した都道府県の国民の保護に関する計画をいう。県計画には、県の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、県が実施する国民保護措置に関する事項、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民の保護に関する業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。(国民保護法第34条関係)
県石油コンビナート等防災計画	福島県石油コンビナート等防災計画 (石油コンビナート等災害防止法第31条関係)
県NBC災害等連携指針	福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針 (平成17年度福島県生活環境部)
県災害救急医療マニュアル	福島県災害救急医療マニュアル(平成9年福島県保健福祉部)
県緊急被ばく医療活動マニュアル	福島県緊急被ばく医療活動マニュアル(平成16年度福島県保健福祉部)
県感染症予防計画	福島県感染症予防計画(平成16年度福島県保健福祉部)

2 用語等

当該計画における主な用語の意味は、次のとおりとする。

なお、緊急処理事態において読替える用語は、【 】書きとしている。

(1) 関係機関等

用 語	意 味
指定行政機関	次に掲げる機関で事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第2条第4号関係) 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局〔内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。〕その他の国の地方行政機関で、事態対処法施行令で定めるもの。(事態対処法第2条第5号関係)
指定公共機関	独立行政法人〔独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。〕、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令及び内閣総理大臣公示で定めるもの。(事態対処法第2条第6号関係)
指定地方公共機関	県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社〔地方道路公社法(昭和45年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。〕その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人〔地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。〕で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて県知事が指定するもの。 (国民保護法第2条第2項関係)
国対策本部	対処基本方針等が定められたときに内閣総理大臣が、当該対処基本方針等に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和22年法律第5号)第12条第4項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に設置する武力攻撃事態等対策本部【緊急処理事態対策本部】をいう。(事態対処法第10条、第26条関係)
県対策本部	都道府県国民保護対策本部【都道府県緊急処理事態対策本部】として設置する福島県民等保護対策本部【福島県緊急処理事態対策本部】をいう。(国民保護法第27条、第183条、福島県民等保護対策本部及び福島県緊急処理事態対策本部条例関係)
市対策本部	須賀川市国民保護対策本部【須賀川市緊急処理事態対策本部】をいう。 (国民保護法第27条、第183条、市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部条例関係)

参 考

用 語	意 味
市国民保護協議 会	<p>須賀川市国民保護協議会をいう。市国民保護協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市長の諮問に応じて市の区域に係る国民保護措置等に関する重要事項を審議すること 2 1の重要事項に関し、市に意見を述べること <p>(国民保護法第39条及び須賀川市国民保護協議会条例関係)</p>
消防機関	消防組織法第9条に掲げる消防本部、消防署及び消防団をいう。
消防本部 (消防組合)	消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合をいう。
緊急消防援助隊	<p>消防庁長官の以下の1～3による求めに応じ、又は、4による指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県又は市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消防庁長官は、地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、災害発生市町村に対する消防の応援等に関し、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事から要請があり、かつ、必要があると認めるときは、当該都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該災害発生市町村の消防の応援等のため必要な措置をとることを求めることができる。 2 消防庁長官は、1の場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、1の要請を待ついとまがないと認められるときは、1の要請を待たないで、緊急に消防の応援等を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。 4 消防庁長官は、1又は2の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とすると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村長に対し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。 5 消防庁長官は、1、2又は3の場合において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、又は、毒性物質の発散その他緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。 <p>(消防組織法第24条の4ほか)</p>
自主防災組織	<p>住民の隣保協働の精神に基づく自発的な防災組織をいう。</p> <p>(災害対策基本法第5条第2項関係)</p>

(2) 関係用語

用 語	意 味
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。(事態対処法第2条第1号関係)
緊急対処事態における攻撃	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為をいう。 (事態対処法第25条第1項、国民保護法第172条関係)
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第2号関係)
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。(事態対処法第2条第3号関係)
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。(事態対処法第1条関係)
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。)で、国家として緊急に対処することにより国民の生命、身体及び財産を保護することが必要なものをいう。 (事態対処法第25条第1項、国民保護法第172条関係)
NBC攻撃	核兵器及び生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう(基本指針)。また、NBCテロとは、核物質(Nuclear)、生物剤(Biological)又は化学剤(Chemical)若しくはこれらを使用する兵器を用いた大量殺傷型のテロをいう(「NBCテロ対策の推進について」平成13年4月18日付け内閣官房副長官補付(安全保障、危機管理担当)通知)。
ダーティボム(汚い爆弾)	爆薬と放射性物質を組み合わせたものをいう。核兵器に比して小規模であるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。(基本指針)
対処基本方針等【緊急対処事態対処方針】	武力攻撃事態等【緊急対処事態】に至ったときに政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針【緊急対処事態に関する対処方針】で、次の事項を定める。(事態対処法第9条第1、2項、第25条第1、2項関係) 1. 武力攻撃事態であること、又は、武力攻撃予測事態であること【緊急対処事態であること】の認定及び当該認定の前提となった事実 2. 当該武力攻撃事態等【緊急対処事態】への対処に関する全般的な方針 3. 対処措置【緊急対処措置】に関する重要事項
対処措置【緊急対処措置】	対処基本方針【緊急対処事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。(事態対処法第2条第7号、第25条第3項関係) 1. 武力攻撃事態等【緊急対処事態】を終結させるためにその推移に応じて実施する措置 2. 武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は、武力攻撃【緊急対処事態における攻撃】が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等【緊急対処事態】の推移に応じて実施する措置

用 語	意 味
国民保護措置 【緊急対処保護措置】	<p>対処基本方針【緊急処理事態対処方針】が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第 22 条第 1 号に掲げる国民の保護のための措置【事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる緊急対処保護措置】。</p> <p>なお、事態対処法第 22 条第 1 号へ【同法第 25 条第 3 項第 2 号】に掲げる措置にあっては、対処基本方針【緊急処理事態対処方針】が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。</p> <p>(国民保護法第 2 条第 3 項、第 172 条第 1 項関係)</p>
要避難地域	住民の避難が必要な地域。(国民保護法 52 条第 2 項第 1 号関係)
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)(国民保護法 52 条第 2 項第 2 号関係)
受入地域	避難住民を受け入れるべき地域(国民保護法 58 条第 3 項関係)
避難	対策本部長の避難措置の指示を受けた要避難地域を管轄する知事が、要避難地域等の住民を避難先地域等(屋内避難を含む。)に逃がすこと。(国民保護法第 52 条、第 54 条関係)
退避	避難の指示が発令される前の時点で、目前の危険を一時的に避けるため武力攻撃災害の及ばない地域又は場所(屋内を含む。)に逃れること。(国民保護法第 112 条関係)
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置等の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。(国民保護法第 79 条第 1 項関係)
緊急輸送路	<p>県が、県機関、市町村、物資受入れ港、福島空港及び隣接県の主要路線と接続する路線等を緊急輸送路として指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第 2 章)</p> <p>緊急輸送路には、路線の確保する順位から以下の 3 つに区分される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 次確保路線 県内の広域的な輸送に不可欠な高速自動車道、国道等の主要幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 2 第 2 次確保路線 県地方対策本部、市町村災害対策本部等の主要拠点と接続する幹線道路で、優先的に確保すべき路線。 3 第 3 次確保路線 第 1 次、第 2 次確保路線以外の緊急輸送路。
広域陸上輸送拠点	他都道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、市町村の物資受入れ拠点への積替え・配送を行うための陸上輸送の拠点として各地方振興局管内ごとに広域陸上輸送拠点を指定したもの。(「県地域防災計画」一般災害対策編、第 2 章)
中継施設	<p>避難実施時における運送車両への給油や避難住民の休憩等を行う場所を確保するため、避難経路等に隣接する道の駅等の既存施設を利用した施設をいう。</p> <p>(県計画)</p>

参 考

用 語	意 味
緊急通行車両	<p>国民保護法施行令第39条で準用する災害対策基本法施行令第32条の2に規定される緊急通行車両をいう。緊急通行車両は、次の車両であり、うち後者については、当該車両の使用者の知事又は県公安委員会に対する届出により、災害対策基本法施行細則第6条の定め例による様式の標章及び証明書が交付される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 2 住民の避難、緊急物資の運送その他国民保護措置を実施するため運転中の車両 <p>（国民保護法第155条、災害対策基本法第76条第1項ほか）</p>
避難施設	<p>住民を避難させ、又は、避難住民等の救援を行うため、国民保護法政令で定める基準を満たす施設をいう。避難施設はあらかじめ知事が指定する。（国民保護法第148条第1項関係）</p> <p>国民保護法施行令第35条第1項に避難施設の基準として、公共施設又は公益的施設である 学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設、多数の避難住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等の救援に活用できる公園、広場などの施設、 都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等と規定される。</p> <p>県計画においては、法令の避難施設の概念について、運用上、狭義の「避難施設」「福祉避難所」「一時集合場所」に区分し記述している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難施設（狭義） <p>法令上の「避難施設」のうち、学校、公民館等の避難住民を収容することができる施設及び都市部における一時的な避難に有効であると考えられる地下街等をいう（福祉避難所を除く。）。</p> ○ 福祉避難所 <p>法令上の「避難施設」のうち、高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。（救援の程度及び基準第2条関係）</p> <p>なお、厚生労働省と協議した上で選定する、公的宿泊施設、旅館及びホテル等の民間宿泊施設等の中で避難所として借上げ可能な施設を「借上げ避難施設」という。</p> ○ 一時集合場所 <p>法令上の「避難施設」のうち、避難住民の誘導や運送の拠点となる場所で、鉄道駅や大型車両のアクセスが可能な駐車場のある公園、広場、駐車場等の公共施設であって、状況によっては、住民の一時的避難場所に活用できるとともに、炊き出し、応急仮設住宅の建設等救援に活用できるものをいう。</p>
安否情報	<p>避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は、負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在るもの及び当該市町村で死亡したものを含む。）の安否に関する情報。（国民保護法第94条第1項関係）</p>

参 考

用 語	意 味
武力攻撃災害 【緊急処理事態における災害】	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害】をいう。(国民保護法第2条4項、第183条関係)
武力攻撃原子力災害【緊急処理事態における攻撃による原子力災害】	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害【武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害】をいう。(国民保護法第105条第7項第1号、第183条関係)
応急対策実施区域	武力攻撃原子力災害等の発生又はその拡大を防止するための応急の対策(「応急対策」という。)を実施すべき区域をいう。(国民保護法第105条第7項第1号関係)
現地調整所	武力攻撃災害等が発生した場合等において、現地における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施するための活動についての協議、調整を行う場をいう。原則として、武力攻撃災害等の対処についての協議・調整の必要を認めた市町村現地指揮責任者が、その都度、集合場所を指定のうえ、招集するものとする。(県計画、県NBC災害等連携指針)
生活関連等施設	次に掲げる施設で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第102条第1項関係) 1. 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設 2. その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中の飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれのある物質(生物を含む。)で国民保護法施行令で定めるもの。(国民保護法第103条第1項関係)
国民保護等派遣	知事が、県の区域における国民保護措置等(治安の維持に係るものを除く。)を円滑に実施するため、自衛隊法第8条に定める自衛隊の部隊等の派遣を要請することができることをいう。(自衛隊法第77条の4関係)
赤十字標章等	第一追加議定書(千九百四十九年八月十二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書)をいう。)第8条(m)の特殊信号又は第一追加議定書第18条3の身分証明書及び白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章をいう。(国民保護法第157条第1、2項関係)
特殊標章等	第一追加議定書第66条3の国際的な特殊標章又は同条3の身分証明書をいう。(国民保護法第158条第1項関係)
トリアージ	災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位を設定する作業。死亡・重傷・中等症・軽症を区分できるラベル(トリアージ-タグ)を、負傷者の手首などに巻き付ける。限られた医療資源で最大限の救命効果をもたらそうとするもの。(三省堂「デイリー新語辞典」)

参 考